

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 4 番。1、白浜大浜海水浴場の管理運営について。2、入札制度の見直し、改革について。3、中学校の部活動について。

以上 3 件について、2 番 藤井六一君。

〔 2 番 藤井六一君登壇 〕

2 番（藤井六一君） おはようございます。

議長に通告したとおり、順次質問をさせていただきます。

まず、白浜の大浜海水浴場の管理運営問題についてお尋ねいたします。

長い間、白浜の大浜海水浴場の管理運営をしてきました原田区が、その業務を返上し、夏期対から脱退したのは平成 12 年の夏前のことでした。管理者が不在になり、困った当局は、白羽の矢を白浜観光協会に立て、とりあえず 1 年だけという条件で業務を引き受けてもらいました。その後、1 年が 2 年になり、何の対策もないまま 7 年が経過した今年の 5 月、業を煮やした白浜観光協会も、ついに夏期対から脱退してしまいました。区民の協力で原田区が再度引き受けてくれることになり、市もとりあえずほっとしたようですけれども、同じことを三たび繰り返さないためにも、なぜこうしたことが起きるのか、この辺でしっかりとした原因の究明をする必要があるかと思えます。管理運営業務を丸投げにし、地元任せ切りにしてきた市にも責任の一端があるかと思えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。7 年前、原田区が夏期対を脱退した理由、原因、そして今年 5 月、白浜観光協会が同じように夏期対を脱退した理由、原因、このことについて市長はどのように認識しておられるかお尋ねいたします。

下田市には大小 11 の海水浴場があります。夏型の観光地下田市は、この海水浴場を公の観光施設と位置づけ、海水浴客が清潔な海で安全で楽しい海水浴ができるよう、夏期海岸対策

協議会を設けて管理をしております。その管理運営を任されているのが夏 期対の各支部ということになります。公の施設なら、本来は市が管理しなければならないのですが、市は海水浴場を持つ地先の区に夏 期対支部の設置を半ば義務づけ、その支部に丸投げの形で管理運営をさせてきたのであります。

下田市海水浴場に関する条例の第 1 条では、「市長は、海水浴場の管理の一部を公共的団体に委託することができる」としてあります。この条例の施行規則には、管理者が設置しなければならない施設や救命用具、管理運営上必要な事項が掲げてあります。

ここで市長にお尋ねいたします。条例で言う公共的団体というのは一体何なのか。また、条例では管理の一部とありますが、この管理の一部の中にライフセーバーの取り扱いが入っているのかどうか。ライフセーバーは必ず置かなければならない必置条件になっているのかどうか、その点お尋ねいたします。

夏期海岸対策協議会の会則は、その第 3 条で水難防止、水難者の搜索、救護など海水浴客の安全を第一義として掲げております。そうしてみますと、このライフセーバーの存在は欠かせないようではありますけれども、このライフセーバーに係る経費が夏 期対の管理運営費を大きく圧迫しているのも事実であります。

観光交流課長に伺います。白浜大浜、それに吉佐美の両地区で活動しているライフセーバーの人数、それにかかっている経費、そしてその経費がこれらの夏 期対支部の予算の中に占める割合はどうなっているかお尋ねいたします。

また、このライフセーバーは、下田市が初めて導入した際、ボランティアで無償だということを知っておりましたけれども、その事実はどうだったのか。もしそうだとしたら、いつから有料になったのか。市長、その辺の経過がわかりましたら、お聞かせください。

今月 10 日の臨時総会で、原田区は夏 期対原田支部の設置を引き受けました。私もその総会を傍聴しておりましたが、区民の皆さんが賛成多数で引き受けた胸の内には、現状のままでなく、市にしっかりした管理体制の確立を望む声が強かったようにも見受けられました。

市長にお伺いいたします。この区民の厚い要望をどう受けとめておられるか。原田区が今回引き受けるに当たって、どんな要望があったのか。もしありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

私は、この白浜大浜海水浴場の管理運営問題は、海水浴客に清潔で安全な海水浴を楽しんでもらうための管理、それと不法営業者の取り締まり、この 2 つに大別して考えてもいいんじゃないかと思っております。前者の一般管理業務、これは夏 期対、後者の不法業者の対策、

これは当然行政の責任で対処しなければならない問題だと思います。ところが、これまでを見ますと、夏期対の一般管理だけが目立ち、一方の行政の不法業者対策は全くお手上げの状態、年々悪くなってきてさえあります。これは、明らかに行政の怠慢であると思います。原田区が夏期対の業務を引き受けるとか引き受けないとか、そういうことにかかわらず、行政は今年も不法業者の取り締まりを続けなければならなかったのであります。今年の不法業者対策、一体どうなっていたのか。新たな策があったのか、市長にお尋ねいたします。

昨日の伊藤議員の質問の中で、海水浴場に 関する条例の改正を視野に入れた議論が交わされておりましたけれども、どの部分を何のために改正したいのか、その点、市長にお尋ねいたします。

私は、管理運営の方法の一つとして、特定非営利活動法人を立ち上げ、その法人に委託する案を提案したいと思います。区や観光協会には、本来やらなければならない事務事業がたくさんあります。たとえ夏の間とはいえ、その事務事業、その上にハードな海水浴場の管理運営業務を兼務させるということは避けるべきだと考えております。

この法人組織、特定非営利活動法人、これには原田区を初め、観光協会、民宿組合、農協、漁協、そうした地元区民の代表だけに参加していただきます。海水浴場の管理運営が専門の法人組織ですから、ほかの業務とかち合うこともなく、また管理費を捻出するための収益業をするにしても、それに専念することもできます。そして、ここでこの収益事業を軌道に乗せることは、とりもなおさず不法業者との競争に打ち勝つことになり、この競争に打ち勝つことによって、彼らの進出を抑制することも可能になると思います。もちろん、この収益事業に参加できるのは、この法人組織に加盟している広い意味での公共的団体に限定しまして、いたがいて、すべてが地元の関係者ということになります。そうなれば、地域の経済活性化にも大きく寄与することができると思います。この特定非営利活動法人、この立ち上げについて、市長のご見解をお伺いいたします。

続いて、入札制度の見直し、改革についてお尋ねいたします。

下田市では、そのほとんどが指名競争入札、随意契約による入札で、その落札率がよそに比べまして異常に高いと言われております。18年度の実績は、まだ決算が行われていないので、少し古くて恐縮ですが、17年度の決算資料を調べてみました。そして、その中から建設課、産業振興課、当時の下水道課、水道課の4課の工事関係の入札結果を拾い出してみました。指名競争が66件、随意契約が82件。この66件の指名競争、この内訳を見ますと、落札率の最低が予定価格に対しまして90.17%、最高は99.99%、これを平均してみますと、

何と97%という信じられない数字が出ております。随意契約もまた同じで、82件の内訳を見ますと、下が94%台、上は99%台、こちらも平均してみますと96.2%、およそ96%。軒並み異常に高いパーセントを示しております。

公正取引委員会も、落札率が95%以上の入札は談合が行われた可能性が高いと言っております。そうだとすれば、下田市のこの入札は、そのほとんどが談合だったということになります。これは大変なことです。事実なら、黙って見過ごしてはおられません。この実態について、市長はどのように考えておられるか、ご見解をお伺いいたします。

この高落札率について、以前、市の担当職員と伺いますか、業者はパソコンを使ってほぼ正確な設計額を割り出している。落札率が高くなっても不思議ではないというようなことを述べておりました。これは詭弁です。仮に入札の参加業者が全員100%の数字をはじき出したとしても、それが競争入札なら、参加者の間で当然駆け引きが行われて、当然落札率は下がるはずであります。それが、目いっぱい、99.99 全く100%と言ってもいいくらいの数値で落札されるというのは、明らかに事前の打ち合わせがあったというあかしだと思います。市長、この点についてどのようにお考えか、お答えをお願いいたします。

少なくとも1年度では、こうした高落札率の入札が日常茶飯事化していたわけですが、この平均97%という高い落札率が、もし常識的な数字と言われている89%台になっていたとしたら、市は1年間で2億円から3億円の入札差金が入っていたはずだという、こう指摘する建設関係者もおります。もしそうだとしたら、市は大変なむだ金を業者に支払っていたこととなります。この点についても、どのように認識しておられるかお尋ねしたいと思います。

私は、こうした不明朗な入札が行われるのは、制度と伺いますか、この現状に問題があるのではないかと思います。今、全国的に指名競争入札をとりやめて、一般競争入札に切りかえる傾向が出ております。市長は、下田市のこの現状を見直し、改革をしよう というお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

また、1年度の決算資料を見る限りでは、随意契約にも問題が多かったようであります。特に、水道工事では3件の配水管改良工事、これが99.19%から99.91%、これも異常に高い落札率で契約されております。随意契約にするかしないかの判断基準になっている事由というのがございますけれども、その事由の内容の見直しをするとか、あるいは工事金額の金額によって随意契約を認めないとか、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういう改善改革をしていく必要があるんじゃないのかな、そう思いますけれども、市長のご見解をお伺い

いたします。

最後に、中学校の部活動についてお伺いいたします。

小学校も終わり頃になりますと、中学に入ったらどんなことをやってみたい、どんな道に進んでみたい、そういう夢を持つようになります。ところが、現実では学区というものがございまして、好きな部活動ができる学校に行きたくても、自分の意思で選択することができません。中学に入ったら剣道をやりたいとか、あるいはサッカーをやりたいとか、そう思っても、入る学校にその部活動、クラブがなければ、やりたくてもできないのであります。

先日、来年中学に進学する児童の父親から相談を受けました。「子供が中学に入ったら剣道をやりたいと言っているんですけども、子供が入る中学には剣道部がないんです。やりたくてもできないんです。これって不公平ではないんですか」と熱っぽく話してくれました。たかが中学生の部活動と言うかもしれませんが、この人たちにしてみれば、されど部活なんです。夢をかなえてやりたい。伸びる可能性があれば伸ばしてやりたい。私は、そう思いながらこの話を聞いておりました。

私なりに市内4中学校の部活動の状況を調べてみました。下田中学に13クラブ、下田東中学、稲生沢中学、それぞれ7クラブ、稲梓中学4クラブでした。同じ中学校でありながら、相当なばらつきがあることがわかりました。これではとても公平とは言えません。学校では、放課後の任意の活動というとらえ方をしているようでもありますけれども、これも教育の一部だと思えます。これでは、教育の機会均等をうたっている憲法の本質にも背くことになるのかと思えますが、この不公平な現状について、教育長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

先日の新聞に、稲取中学と西伊豆中学の生徒2人がサッカーの県クラブユース連名の選抜メンバーに選ばれて、海外遠征に参加するという記事が出ておりました。この2人の生徒は、好きなサッカーをしたいために、賀茂地区の中学生で構成するフットボールクラブに入り、社会人コーチの指導を受けていたようであります。こうしたことが学校の部活動でできないものなのでしょうか。指導者の問題、練習場の問題、施設の問題、いろいろなハードルはあるかと思えますけれども、何もしないで、一片の規則で、規則があるからといって、将来のある生徒の可能性を否定してしまうことは避けたいと思えます。

どうでしょうか。生徒数が少なく、1つの学校だけで部活動をするクラブができないんだったら、同じ目的を持った生徒が集まって、学校という枠を超えた合同の部活動をする、そんな仕組みができないものなのでしょうか。教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

最後になりますけれども、学区の問題について、若干お伺いいたします。

下田市の学区は、町村合併前の町境といいますが、その境界を基準にして、その後、若干の手直しを経て現在に至っていると聞いております。最近、県内でも学区の見直し、撤廃が行われているようですが、下田市でもそうした動きがあるのかどうか、そうした計画があるのかどうか、教育長にお尋ねいたします。

これで主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 藤井議員のまず最初の白浜大浜海水浴場の管理運営についてというご質問で、幾つかの市長の見解という形で質問されましたので、私を感じる範囲内でのお答えはさせていただきますというふうに思います。

今回の白浜大浜の夏期対につきましては、観光協会が辞退ということで、大変苦慮したわけではありますが、幸いに原田区が受けていただくということで、ちょうどその報告を受けたときは病院にいたときでありますけれども、すぐ課長の方から報告がありました。ああ、よかったなということで、大変胸をなでおろしたわけではありますが、議員がおっしゃる平成 12年に原田区が撤退をした、また今回、19年度におきましては、今まで夏期対を受けていた観光協会が撤退ということについての市長の認識というご質問がまずございました。

12年の原田区の撤退につきましては、私が市長になる前のことでしたので、その辺のところは、ちょうど市長になったときに夏期対を観光協会が受けていただいたところでございまして、自分自身は、夏期対というものを市長になって初めての経験の夏でございました。

やはり一番大きく当時、自分自身も白浜への不法業者のパトロールに行ったとき、少し異常事態になっているなということを感じた程度でございます。以来、毎年、その業者のいわゆる違法行為がだんだん露骨になってきておるということをもって体験をさせていただきました。

それで、このいわゆる不法業者がなぜこのようにはびこることになったかということは、いわゆる浜地の中で、あれだけたくさんのお客様、昔は白浜大浜だけでも 60万、70万人という海水浴のお客様があった黄金時代が昭和 59年、60年ぐらいにはあったわけではありますが、現在は、ここ 3年間の数値を見ますと、もう 30万人台に落ち込んでいる。これはもう

全国的に海水浴場離れ、昔みたいに海水浴に行くというお客様が全体的に減っていることは否めない事実でありますけれども、そのほかにもいろいろな理由があって、白浜の大浜が家族連れ等のお客様に敬遠されつつあるという事態は身をもって私も感じておりました。

この中で、なぜ不法業者がはびこるというのは、それだけのお客様が浜地で快適な海水浴を楽しみに来ているときに、今、いわゆるサービス業務が何もないという、この辺からの始まりであったというふうに私は認識をしております。

普通、海水浴場といえば、浜地内に海の家があって、いわゆるトイレのもの、あるいは飲食、それからシャワー、いろいろなものがある、そこで1日楽しむというのが本来の海水浴のスタイルだと思います。それが、例えばシャワーもなければ、トイレも外へ行かなければならない。飲み物、食べ物もない。大変危険な国道を渡っていかなければ、お客様はそのメリットを感じない海水浴場になってしまったのが1年だったと思います。

ですから、当時、何回も原田区の方にお邪魔した経験はあります。観光協会が受けていたいただければ、様子を見ていた部分もあるんですが、やはりこれはひど過ぎるということで、当時の区長さんあるいは地元の方々と何回もお話し合いをさせていただきました。やはり浜地内でお客様のサービスができるようにすれば、先ほど議員がおっしゃったような違法業者が利益を上げるような状態にはならない。特に、浜地に出せるのは、夏期対を受けるところが、事情によって出したいということによって許可が与えられてできるわけでありますから、もちろん不法業者、違法業者の方々が申請しても、それは認められない。ですから、これが一番大事なことであって、何でこれだけのお客様を受け入れる原田区が、そういうお客様サービスを自らよして、簡単に利益が上がる駐車場とかああいうものだけやるんだ。その辺を大分話し合いをさせていただきましたが、現実的には、そんなことは市がやることだ、市がやることだと当時の区長さん、少しけんか腰になりましたけれども、そういう状態が続いたわけであります。

そして、今回、観光協会が撤退ということにつきましては、当然、観光協会、役員がいらっしゃるわけでありますから、いろいろな役員の方の考え方もあったでしょうし、あるいは観光協会がやるんじゃないでなくて、本来は原田区がやるべきだという観光協会の考え方もあったのかもしれない。こういう中で、協会の役員の方とも話し合いをさせていただきましたが、本来はやはり区がやるべきものじゃないのかなというところで、観光協会が撤退をするというふうな報告があったというふうに私は認識をしております。

それから、条例で言う公共団体とは何かというご質問がございましたけれども、いわゆる

公共団体というのは、この審議会等で認めるものとするれば、やはり地元の区というのが、やはり一番基本になろうかというふうに思います。原田区が撤退したときに、観光協会がいわゆる公共団体なのかという議論もあったようですがありますけれども、それはやはりこれを乗り切るためには、観光協会というのも、やっぱり白浜を代表するそういう組織であるという認識で、公共団体に準ずると判断で、観光協会にやっていただいというふうに理解しておりますので、この辺は、条例に一応 1条にそういうことをうたっておりますので、公共団体というのは、本来は区というのが、今までよそも全部考えてみますと、そういう形で受けておられますので、原則的にはまず区、それから判断によって観光協会みたいなところも公共的団体に考えをまとめてもいいんではなからうかというふうに私は思っております。

それから、夏期対を受けるときに、ライフセーバーというのも、夏期対の業務の中に入っているのかということは、特にこれは条例の中ではうたっていないと思います。しかしながら、やはり白浜大浜とか、それから吉佐美の大浜海水浴場、こういうふうにたくさんお客様が来るところ、それから特に外海に面して波が高いところというのは、やはり地元として、やっぱり事故があってはいけないという中で、ライフセーバーを置いてある。おかげですごく事故は昔と比べると減っていると思います。ですから、これはライフセーバーを置くというのは、夏期対の中での判断、夏期対を受けている支部が判断をして、置かれている組織であるというふうに思っております。

それから、ライフセーバーが最初は無料であって、途中から有料になった、ちょっとこの歴史は理解をしておりませんので、また人数とか経費というのは、課長ということで、課長がわかれば、答弁をさせていただきたいと思います。

それから、今回の原田支部を原田区が受けていただいたという中で、区民からのいわゆる要望というものは、どんなふうに市長は認識しておるのかということにつきましては、とりあえず課長の方から、まず経費的に大変大きなお金がかかる。区の方で赤字を出すわけにいかないよというようなご要望があったというふうに伺っております。

という中で、やはり経費的なものをいろいろ考えますと、今言ったライフセーバーの問題とか、それから一番大きなのは、やっぱりごみが毎日出るわけですね。あれだけ異常なくらいのごみが出る。このごみを毎日管理する費用がかなり夏期対の中でのウエートを占めておるということで、これは私たち自身は、このごみの問題につきましては、もう市もみんなで協力してやろうよというのは、事前に課長会議あるいは政策会議の中でも打ち合わせをさせていただきました。ごみそのままになっているような海水浴場では、お客はもうどんどん

逃げてしまう。これはやはり市としてもあれですから、ぜひ課長がパッカー車に乗ってごみを集めようやと、私も行くよというような形の合意までは一応させていただいて、今回の原田区が受けていただくものに対しての市の対応というのは考えさせていただいております。

課長とも相談したんですが、やはりその費用経費を少しでも少なくするために、多分、前後1カ月ぐらいは市の方で少しお手伝いをする必要があるということで、その準備体制はとらせていただいております。

それから、安全と不法業者対策というのは、行政が当然やるべきことで、今までそういう業者がはびこってきたのは、いわゆる行政の怠慢ではないかと。それと、もう一つ、今年に対する新たな対策が何かあるのかというご質問でございました。

これは、毎年、いわゆる違法業者、だんだんずるくなって、いろいろなことを考え出します。本当に年がかわるごとに浜地へどんどん進出してきて、それを問い詰めると、いわゆる東京のお客様、団体のもう予約が入っているんだと。パラソル、それからサマーベッドは、この数だけは浜地へ、もうお金をいただいてあって、その場所だけを我々は確保しているんだとか、こういういろいろな、もちろんうそだと思いますけれども、そういうような言い方をされてきておるのが現状で、いろいろ向こうも抜け道を考えておって、我々も当然のことながら指導するわけでありましてけれども、はっきり申し上げまして、それを条例どおり罰金を取る、そういうような状態の中では、いろいろ弁護士さんとか警察等、過去にも何回も相談をしてきた中で、現実的にはそれを訴えても、問題点はいっぱいあります。

まず、当然、裁判になった場合に、裏づけとして証拠が必要になります。まず、違法業者がお客様に幾らで貸して、どのような形でやったか、その写真が必要になります。それから、幾らで貸したのかといういわゆる金額的な裏づけ、それから借りたお客様から、こういう強制的にパラソルなんかをしつこくやられたという口述書が必要になってきます。それがなければ、多分、裁判所に訴えて、事件として市がその業者なり不法なことをやった人間を訴えても、多分、検察庁に書類が回っても、検察側は多分不起訴、この程度で証拠もほとんどないようなものは、ほとんど不起訴になるという、こういうような見解を弁護士さんなり警察から過去、指導された経過があります。

そうしますと、お客様は白浜に海水浴を楽しみに来ていて、別に高くないからパラソルも借りたよと。それが違法業者がやったことだから、あなたたち、そこに私たちはこういうふうにしてパラソルを借りましたなんて口述書をもらうなんていうことは、はっきり言って現実的にできないですよ。お客様は、それこそ、「何だよ、この白浜って。そんなにうるさい

のか」と、そういうようなことが当然考えられるものですから、ある程度我々は口頭で、これは条例違反ということで指導しますが、今言ったようないろいろな形で問題点があって、なかなか現実的には厳しいということでもあります。

ですから、これを基本的に撤退をさせるのは、今、議員がおっしゃったように、不法業者が利益を上げさせないような対策を地元でやってくれればいいんですよ。だから、浜地が何にもない、海水浴場の浜地内にそういうサービスが受けられるものが何もないなんていう浜は、どこもないと思いますよ。それを、今まで白浜の場合は自分たちがやらなかったということで、今回、原田区が受けてくれました。ですから、いろいろなまた考え方が出てこようかと思いますが、我々はそれに協力して頑張っていきたいというふうに思います。

議員がおっしゃったような夏期対の支部の受け皿として、いわゆる区とかそういうものでなくても、例えば原田区も今年1年という約束だと、また来年になると心配になるよというふうなことで、区民の代表としてのNPOを設立した場合、それがいわゆる公共的団体として今の条例の中で認めるかというふうなご質問でありました。

やはりこれは、地元がもしそういう計画をつくって、例えば原田区だけじゃとてもできないから、ではいろいろな農協とか漁協とか民宿組合とか観光協会とかがみんなが一緒になってそういう組織をつくって、白浜に来るお客様に対する満足度が得られるようなやり方をすると。それによって、不法業者がとても商売にならないから、私らは撤退するよということになれば、はっきり言ったらこれが一番ベストですよ。ですから、その辺は、当然条例の中での解釈ということになるろうかと思いますが、当然、藤井議員たちも今回の夏期対の問題については、議員サイドでも研究をしているということですから、ぜひこの条例がどのような形で考えていったら地元にとって一番いい、あるいはそういう違法業者がいなくなるような条例ができれば、私は一番結構だと思います。ぜひまたいいアイデア等がありましたら、ぜひお知らせ願いたいというふうに思います。

それから、2つ目の入札制度の関係でございますけれども、大変厳しいご指摘があったわけでありましてけれども、当然のことながら、今、全国でいろいろな談合とか、不正入札というようなことが紙面等をにぎわしているところであります。

我々、当然、国とか県を通じて改善措置を講じるようないろいろな要請を受けているわけでありまして、入札とか契約の公正性の確保、それから不正行為排除、こういうことを最優先としてやりなさいという私自身は担当の方には指示をしております。

従来、私が市長になってこの役所に来たときに、そういう業者がやたらにそういう工事が

出る課に簡単に出入りをしている。これ、やっぱり情報が漏れる、それからなあなあになってしまうというようなことを感じたことは事実であります。以来、そういう仕事が出る課に対しては、業者は入ってはいけないよという指示を一応させていただいております。

やっぱり業者と市の職員がなあなあになることはないんでしょうけれども、いろいろな話の中で、何かの形が情報が漏れるとか何とかあってはいけないわけでありますから、この辺はきっちり副市長にもお願いして、もうこういうところからきちっと襟を正そうというふうな形で指示をさせていただいております。

今現在は、業者がこの入札関係に質問のあるときは、検査係に聞くようにというふうな形でやらさせていただいておりますのが現状であります。

それから、市の落札率が高いということに対して、市長の見解というふうなことを求められました。

現実には、そういう数字が出ているというようなことも時々聞きましたので、いわゆる設計段階からできる限り経費の削減をしてくださいと。いわゆる設計率を低い額でつくってほしいということを担当に命じております。

当然、設計額を下げさせていただいて、さらにそこから予定価格というものをカットというような手法でやらさせていただいておりますから、市の今、落札額というのは、かなり金額的には落ちているんでしょうけれども、ただ、今、議員がおっしゃる落札率の価格に対して、パーセントが大変もう近いということについては、私は異常な数字であるという今、認識を持たさせていただいております。

また、細かいご質問等につきましては、担当の方から答弁させていただきたいと思っております。

3つ目の中学校の部活動につきましては、これは学校関係の問題でありますので、教育長の方から答弁させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 中学校の部活動についての質問にお答えしたいと思います。

議員の質問の要点は3点で、4中学校のばらつきですか、不公平感をどう考えるのか。それから、合同部活動はできないのか。それから、学区の見直しはという3点だというふうに思います。

最初の4中学校のばらつき、不公平感ということですがけれども、その前に、私はやはり全く藤井議員と同感で、部活動の意義というのは大変大きなものだというふうに思います。ご存じのように、学年、学級の枠を超えて、同校の生徒が自主的、自発的に集い、顧問教諭の

もとに、個人や集団としての目的、目標感を持ち、切磋琢磨 することを通して、人間関係の大切さや組織を機能させることの重要性を学ぶところというふうに位置づけられている。特に、少子化の波の中に、学校が人間関係を学ぶ場として、日常的に提供できるという部活動については、大変意義があることだというふうに思います。

ただ、部活動の位置づけというような形の中では、平成元年には、いわゆるクラブ活動、小学校もそうです。クラブ活動という教育課程内の中に入っていたんですけども、現在は、教科、道徳、特活、総合という教育課程の中には入っていませんで、その中の外の、いわゆる放課後という形の中で部活動は行っています。

ただし、先ほど言った意義からいえば、当然、私も中学校に勤務したことがありますけれども、子供たちの心の中に大きなやっぱり授業とともに部活動が支えになっているというふうなことがたくさんあるというふうに思います。

それで、部活は大切なわけですけども、ただ、ばらつきというような形については、これは規則だからということよりも、学校の規模の問題があるというふうに思います。4中学校がありますけれども、まず生徒数からいくと、61 144 134 304という、こういうやっぱり違いの中で、無論、部活を担当できる教諭の数も、6人、それから 11人、11人、17人というふうな形で差があるわけで、その中で、今、藤井議員がおっしゃられた4つ、7つ、7つ、13というばらつきがあると思いますけれども、全部が全部同じような部活動、数をしてやりたいというのは、無論学校現場は皆同じなわけで、今、議員のおっしゃられる剣道とかサッカーとか野球とか、実はサッカーについては下中しかありません。剣道については下中しかありません。ただ、そういうふうな生徒数、それから教員数、施設も含めて、特に生徒数と教員数の中で、すべての部活をつくるというふうな形については大変難しいけれども、できるだけ子供のニーズに沿ったという形で、本当、部活は複数教諭が、当然休んだときに、何も子供だけでやるというのは非常に危険というか、好ましくありませんので、複数教諭担当ということを手がけていますけれども、なかなかそれもいかない中で、各学校は最大限の努力でやっぱり部活を構成しているのではないかなというふうに思います。

それから、合同部活はできないのかというような形で、過去の一例、稲梓中と稲生沢中が男子のバスケット部を合同でしまして、卒業生が出た ときに、もうチームとして組めない。本来、バスケット、バレーにしる、5人とか6人とかって、十分2倍、3倍なれば、部活動としてやっぱり難しいというふうに思いますけれども、稲梓中と稲生沢中が約1年ですけども、合同でバスケットをやった。ただ、新生がまた6人入ってきたというような形で、

そこでは終わりましたけれども、ただ、これは教員の勤務、そのほかのことで、大変困難な中でやることはやりますけれども、先ほど言ったように、生徒数、それから教員の勤務というふうな形で、大変難しい問題があると思いますけれども、また子供たちの要望というふうな形で、合同ができましたら、そういう形は考えてやりたいなというふうに思います。

それから、最後に学区の見直しですけれども、学校教育法の施行令第5条2号で、「市町村教委は、小学校、中学校2校以上の場合は、就学すべき学校を指定しなければならない」という法律を受けまして、下田市は下田市立小・中学校児童・生徒の通学する学校指定規則というものをつくりまして、地図をつくって、ここからここは何小学校、何中学というふうな決めてあります。

それと、下田市指定学校変更許可基準というの、いろいろずっと改定してはいたけれども、最近では平成13年に来まして、いろいろな事情で指定された学校以外のところにも行ってもいいですよという基準、ただ、これはそれを思えばどこでも行けますよというふうな形ではありませんけれども、最終学年、例えば中学3年とか小学校6年で、もう2学期からまた違う中学へ行くと、わずか半年ぐらいしかないというふうな最終学年のとき、学期中途のとき、それから転居がもうあらかじめ予定されているというふうなときとか、体の弱い子、それから特に地理的、地域的な問題として、交通機関とか地域の事情での問題、それから近頃増えたのは、家庭の事情というふうな形で、両親が共働きで、子供がうちへ帰ってきてもだれもいないというときに、例えばおじいさん、おばあさんがいるとか、勤め先があるというふうなときに、そこへ帰ってくる、指定校以外のところに入るといようなことや、教育的な配慮といって、なかなかその学校へ行って、生徒指導上でいじめとか不登校とかという問題についての理由がある場合について、また帰国子女の場合とかという、そういうふうないろいろな1項目について規定をつくっています。

今後の検討の見直しですけれども、確かに市制がしかれてからずっと、30幾年かもうそのままですけれども、ただ、ここは自由というふうな、今、東京を初めとして、学区が自由という形、それから県内でも一、二、弾力化というのがありますけれども、特に本地区、賀茂地区、下田地区においては、やっぱり地域の中の学校というようなことは非常にコミュニティづくりに大切だという形で、やっぱり指定校変更というものについてはきちっとやっていきたいというふうに思い、ただし、やはりいろいろな住宅事情とか、そのほかの現状が舞い込む中では、検討もしていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ライフセーバーの関係でお答えをいたします。

白浜と吉佐美のライフセーバーの人員、経費等はどうなっているかということでございましたけれども、まず白浜の方は、ライフセーバーの関係に経費が 42万円、去年の決算レベルで支出しています。吉佐美が 71万円の支出になります。

それで、人員ですけれども、タワーを建てます。見張り場所といいますかね。タワーを1つ建てると3人必要だということです。見張り1人、救助に2人という、 そうしますと、2カ所白浜は建っていますので、最低6人は必要だと。そのほかに、放送したり、遊泳区域を出て泳いでいる人を引き入れる人も必要だと。そんなことで、タワー1つに3人プラス1人ぐらい常時必要ではないかというふうになっています。

吉佐美支部の方は、3つ浜がありますんで、白浜より多いのかということになりますけれども、どうしても多くなります。多々戸、入田、吉佐美大浜と、3つの浜を管理していただいていますんで、それはそれなりに大きくなっております。

これに対する下田市からの補助金といいますか、補助金全体 が800万円ですので、白浜支部へ385万円、吉佐美支部へ240万円という金額になっております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 入札制度の見直し、改革についてというご質問で、指名競争入札、随意契約、具体的な数値を挙げてご質問でございます。また、公正取引委員会の談合に関するご見解もお示しいただいたわけでございますが、ご承知のように、先ほど市長の答弁でございますとおり、地方公共団体におきます入札及び契約の適正化につきましては、国や県を通じまして改善措置を講ずるようさまざま 々な要請を受けておりまして、とりわけ入札及び契約の公正性の確保、それから不正行為の排除を最優先としまして、努力しているところでございます。

議員ご質問の高落札率につきましては、官製談合事件等に絡みまして、落札率 95%を超える場合は談合の疑いがあるという見解が伝わっているところでございますけれども、全国市民オンブズマン連絡会議によりますと、95%以上の落札率は非常に極めて談合の疑いが強い。あるいは、90%以上は談合の疑いがあるという見解を示しております。95%以上か、あるいは90%台かといったパーセンテージをもつての議論、これで適正、不適性を判断することが適正かどうかというところは、意見の分かれているところでございます。その上で、高落札

率について申し上げますと、95%を超える落札は高落札率と言えるのではないかというふう
に考えております。

本市の場合、これ、平成17年度の競争入札におけます全体の平均落札率95.1%になってお
りまして、平均の請負比率は92.8%でございますけれども、高落札率ということだけの理由
をもって、談合の存在を疑うということは適切ではないというふうに判断をしております。

それから、指名競争入札につきましては、ご承知のように、一般的には信用できる業者に
任せられる、あるいは地元経済の活性化、業者の育成、さらには事務手続きが簡単で、経費が
軽減できるというメリットがございます。一方、デメリットにつきましては、競争相手が明
確なため、談合が懸念されるということと、発注者と業者との間における不適切な関係が懸
念される。あるいは、地元の業者が排除される心配があるということがデメリットとして言
われております。

また、一般競争入札につきましても、機会均等が確保できまして、かつ相手方の選定が公
平であるとか、談合の防止に効果的であるとか、競争原理による経済性の確保が保たれると
いったような面ですぐれております。一方デメリットといたしましては、不誠実、不信用な
業者の参入が懸念される。あるいは、地元業者の育成が困難、それから公告から入札の手続
まで非常に時間、コストがかかって、その辺の事務量が增大するということが挙げられてお
ります。

それから、指名競争入札を一般競争入札へ転換していくということの考えがあるのかどう
かということでございますけれども、これにつきましては、ご承知のように、昨年12月に全
国知事会から公共調達改革に関する指針というガイドラインが示されております。このガイ
ドラインの中には、それぞれ談合防止のさまざまな提言がうたわれているわけございま
すけれども、その中で、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止ということが盛り込
まれております。これから、この県知事会のご提言を議論の中でどのように深めていくのか、
その推移を見守りながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 水道の関係の配水管改良工事の請負比率が高いとい うような
形のものなんですけれども、実は、この配水管改良工事につきましては、一応国県道の工事
の拡幅等に伴う随契でございます。これについては、一応設計の段階で、県の方から金額を
聞きまして、合算経費でもって、一応金額を定めております。

それから、予定価格につきましては、県の方の請負比率がそこへ出てきますもんで、うちの方は、合算経費に県の方の請負比率を掛けまして、そこで予定価格を選定しております。といいますと、かなり低い金額の設定になっている形になります。こういうような形の中で、一応予定価格を決めておりますもんで、どうしても高い請負率になってきているということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

2番。

2番（藤井六一君） この問題は、これまでも議会で再三取り上げられてこられた問題なので、答弁する方も、心得ていられるとか、そつのない答弁はいただいたと思うんですけども、ただ、毎回終わってみると、非常にむなしいやりとりという印象しか残らないんです。というのは、結論がないんです。結果がないんです。ですから、何とか今年は、来年に向けて結論を出したい。結果を出したい。そういう意味から、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

原田区や観光協会が脱退をした理由、原因、市長幾つか述べておられました。それも、確かにそのうち幾つかの中の1つ、2つだと思っております。でも、この理由、原因を徹底的に説明していかないと、同じことをまた繰り返していくと思っております。ここで逃げてはいけないと思っておりますよ。

前に行われました全員協議会で、1点だけ担当の課長に伺いましたら、原因は赤字ですという答えでした。なぜ赤字になるのか。そのなぜがないんです。そのなぜを隠して先に進んでいきますと、また同じことを繰り返すと思っております。予算が赤字になるということは、予算以上の仕事を市の方は求めていると思っております。夏期対の方は、予算以上の仕事を押しつ

けられていると思うんです。ですから、赤字になると思うんです。

条例の第1条、管理の一部を委託することができるとなっております。管理の一部、この言葉を裏側から見ますと、一部以外のものはたくさんあるということです。市が管理しなければならない項目はどういうことなのか、その点について、まず1点伺います。

そして、そのたくさんある中の一部、一部という非常に抽象的なあいまいな言葉じゃなくて、何と何と何、確かに条例や施行令や、あるいは海岸対策協議会の会則や、そうした中に幾つか項目が挙がっております。この一部というのが、それらのすべてなのか、それらの中の一部なのか、その点のすみ分けをしっかりとさせていただきたいと思います。それがまずできないと、話は前へ進んでいかない、そのように思います。

それから、条例で言う公共的団体の意味合い、これ、伺いました。公共的団体というのは、地先の区ではなかろうか。はっきり何か断言はされなかったようですけども、区ではなかろうか、ほかには考えられないというように、そのように受けとめたわけですけども、理屈っぽく言いますと、区が果たして公共的な団体であるのかどうなのかという、これも議論があろうかと思えます。でも、ほかになければ、それもやむを得ないのかな。

ですから、ここでは条例上の公共的団体、これはこのまま生かしておかないと、すべてが覆ってしまいますから、それはそれで結構だと思うんです。区ということであるならば、それはそれで結構だと思いますけれども、夏期海岸対策協議会、この会則を見ますと、支部を置くことができる。その支部については、地域の実情に応じて云々というような書き方をしております。この会則の中では、地先の区が支部を受けなければならないというような規定にはなっていないと思うんですけれども、その辺の解釈を伺いたいと思います。

それから、昨日の伊藤議員の一般質問に対する答弁、それから本日のこの答弁、そうした中からにじみ出てくるんですけども、夏期対の支部は収益事業をやればいいじゃないのか。そういう指導もしてきた。海岸に出て、浜地に出てやればいいじゃないのか。それが海水浴客に対するサービスでもあり、管理費を捻出する一つの手だてというような説明、言葉は一つもなかったように思いますけれども、当然それは管理費に充当させられるような内容になるかと思えますけれども、浜地での営業というものが、今までの議会ではその辺が非常に何かタブーみたいになっておりましたけれども、今回初めて、昨日、今日にこの議場でそういう言葉が聞かれるようになりました。

確かに、海水浴客の利便を考えるならば、確かに必要だと思うんです。その必要なことをやっていないから、その間隙を縫って出てきたのが不法業者だと思うんです。ですから、こ

れに打ち勝っていくためには、先ほど私も提案しましたが、何かそれに対抗するものをつくって、彼らを打ち負かせていく、彼らがここで活動できなくしていく。来るなど言うことは、条例はあっても、法律上できないと思うんです。ですから、それができないならば、競争力で打ち勝っていくしか方法はないと思うんです。また、競争力で打ち勝っていくようなことをしていかなければならないと思うんです。それをやらずにいて、努力しているとか、来年は考えたいとかということでは、これから先、何年たっても、これは解決しないと思います。

そこで、提案したのが、活動法人の立ち上げなんですが、このことについて、市長の答弁というか、お答えというか、地元でというように伺いましたけれども、地元でそういう気持ちがあって、地元の人たちがそういうものを立ち上げていくなれば、そして立ち上がってきたものが、区が公共的団体ということであるならば、内容的に見れば、これも公共的団体に匹敵するような内容ではないかなと思いますけれども、その点の見解を伺いたいと思います。

それから、入札の問題なんですが、非常に大きな問題で、奥が深い問題で、限られた時間の中では論じ切れないものがたくさんあります。

ただ、ご答弁の中で、設計額を低くする努力をしている、それは市長おっしゃっていました。だけれども、設計額を低くするというのは、言葉はわかるんですけども、具体的にちょっと何か理解できない。1万円かかるものは1万円かかるんですよね。それを、1万円のものを9,000円につくれという、そういう意味での設計額を落としているのか、その辺がちょっと理解しにくかったんですけども、もう一度その辺を説明していただきたいと思います。

それから、上下水道課長の答弁の中で、予定価格を抑えている。だから、予定価格そのものが低いんだから、予定価格目いっぱいであっても、さほど痛くはないんだというように受けとめたんですけども、それでよかったのかどうなのか。もしそうだとしたら、予定価格を抑えているんだから、予定価格いっぱいでもという、私が質問しているのはそういうことじゃなくて、なぜ予定価格に対して99.99%というのが出てくるのかという、それを議論している。そこを論点としているわけです。だから、そのことについて伺いたい。これは総務課長に対する質問でもあるんですけども、その点、どういうふうにお考えなのかな、このように思います。

それから、部活の問題については、確かにそのとおりなんです。私も、結果というか、話の帰結というか、それはある程度承知した上で質問したというような形になっておりますけ

れども、ただ、学区の問題で、たまたま境界線の近くにいる生徒、これはそうたくさんはないと思いますけれども、この近くにいる生徒が、こういう部活の問題でたまたま当事者になったときに、何で1メートルのことで私はこっちへ行けないんだよというような問題があるかと思うんです。これはごくわずかかもわかりません。そこで、境界線の左右30メートルとか50メートルとか、フリーゾーンを設けまして、その範囲の場合は、ある程度自由に選択ができるというような、そういうような柔軟性を持った施策も、考えもできるんじゃないのかな、そのように思いますけれども、その点についてお伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 夏期対の関係でございますが、1条の管理の一部というちょっとご指摘、この一部が公共的団体に委託することができるという条例になっているわけでありましてけれども、その辺の見解ということにつきましては、今まで細かくいろいろ検討した経過がございません。いわゆるこの夏期対の条例が議員発議でつくられてから、当初からこの夏期対の支部というのが、各行政区が受ける形からスタートをしておるのではなからうかというふうに思います。という中で、現実的には夏期対すべてを行政区にお願いしてきた過去の推移があるわけでありまして。ただ、その中で、白浜大浜だけが、いわゆる区が抜けてしまったという経過があって、今回また二転三転して、このような結果になったという認識だけは持っております。

それから、公共的団体の解釈でありますけれども、この条例の中の第6条と第1条に公共的団体というのがうたわれているわけでありましてけれども、この浜地の管理というのを市が当然受けるということとはできません。これはもう大変な形になってしまう中で、過去にいろいろ問題点があった中で、国有地を市が7月1日から8月31日までとりあえず借り受けて、このような安全、それから安心の快適な海水浴場運営というものについて、多分、過去、このような仕組みがつくられてきたというふうに思っております。

ですから、議員がおっしゃるように、公共的団体というのが、若干考え方とすれば、この条例の中では、当初、行政区の区だけが受けていたものが、白浜大浜だけが観光協会になったというところで、一応は議論はされてきている。それで、多分、議会等でも、観光協会であれば、公共的団体に認めるというような形で、流れはそのまま問題なく観光協会さんに受けていただいたというふうな形でございます。

ですから、議員がおっしゃる、今後、地元区が特定非営利団体をつくって、NPOをつくって、区だけじゃなくて、観光協会とか、漁協とか、農協とか、民宿組合とか、そういう地

元の方々がそういう組織をつくって運営することについては、一応、当然のことながら、議会のまたご理解いただくような形になろうかと思いますが、ある程度理解が得られる組織ということになろうかな。

それから、NPOであれば、当然のことながら、営利団体ではありませんから、当然その中で利益を上げることは目指すわけでありましてけれども、当然、費用にかかる人件費等はその中では払えるわけですから、あと利益が出たものについては、目的である、例えば浜地を管理するためのお金というような形で、剰余金が出れば、それが比較的楽な運営にもなる可能性、あるいはいろいろまた利益を上げるための知恵がその中から積極的に出てくるのではなかろうかというふうに思います。

ですから、私は議員がおっしゃるような特定非営利活動法人というものがもし地元で皆さんでつくってやろうというふうなことになるれば、これは一つの方法論としてはいい考え方はなかろうかというふうに、こういう判断をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 1条の一部を公共的団体に委託することができるというところの解釈ですが、申しわけないです。ちょっと私の方で1つだけですね、全部ではないということで、一部ということだと思っておりますけれども、遭難した場合、海水浴場で遭難があった場合、本部に連絡しなさいということで、本部が対応します。そのときに、本部で基金を持っています。そういうことも、一部という意味は、本部がやるべき仕事もあるということだと思っておりますけれども。

全部を各支部に負わせるのではなくて、人命等の遭難があったときには、本部が出て行って、支部と一緒にその活動をして、そのお金も、基金も本部の方が支部にやってなくて持っている、そういう部分もあります。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 落札率の99.99%という中で、その辺の原因がどこにあるのかというふうな趣旨のご質問かと思えます。

これにつきましては、当初の市長答弁の中で、予定価格に極めて近い数字で応札することは異常ではないかという答弁がございました。この辺について、その辺の内容がどこにあるのかということのをこれから具体的に究明させていただく中で、改善すべき事項があれば、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 今、総務課長の方からお答えがありましたけれども、私の言ったのは、随契の予定価格のつくり方を述べたんであって、入札の考え方じゃないもので、一応随契の率の考え方でご了承願いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 学区のフリーゾーンの件ですけれども、特に下田の4中学校の場合には、下田と稲生沢が主で、あと東中とか稲梓の境界は住宅街の続きでないものですから、議員のおっしゃられるとおり、本当にもう10メートル、踏切のところという形だと思います。

ただ、指定校変更の許可の基本は、やはり子供の安全、それから生徒指導上の問題、それから家庭の事情ということを第一義に考えているわけです。部活のあるなしによって指定校変更というような形、今、認めてもらえませんが、沼津あたりとか伊東と違って、認めているところも若干あるようですけれども、下田としては、これから検討しなければならないけれども、今のところ、やっぱり指定校変更については、基本的に子供の安全、生徒指導上、家庭事情という形を中心にしながら、指定校変更していくというような形。

部活については、やはりできるだけ子供の人数に合うというような形とともに、やはり放課後の地域の受け皿の問題、地域クラブの問題なんかとともに検討する中で、子供に合った、子供のニーズに合った部活動というような形の編成を努めていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 大分煮詰まってきたような感じを受けます。白浜の問題です。

結論というか、まとめてみますと、限られた予算の中でやっている。年間約800万円。これしか補助金は出せない。

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） その範囲の中で、各区が、海水浴場を持っている区が夏期対の支部をつかって、管理をしてもらうんだと。目いっぱいやってほしいと。足りないものは、自分たちの自己資金で賄ってほしいということになるのかと思います。

そこで、なぜ区でなければいけないのかという議論が出てくると思うんです。必ずしも区でなくてもいいんじゃないのかな。特定非営利活動法人、そういうものをつかって、公共的

団体という形に置きかえてやることもできるんじゃないのかな。それに対して、市長は、それは可能じゃないかという、今、ご答弁をいただきました。

そうしますと、1つは、今までのように地先の区が支部をつくって、夏期対の支部となつて、管理運営をしていってほしい。地元でそういう特定の法人をつくるという動きがあれば、それはそれでもいいじゃないのかなという2つになろうかと思います。

非常に難しい問題ではあるかと思いますが、この海岸の管理問題というのは、このまま放置しておくわけにはいきません。何かしなければいかんです。何かしなければいかんですけれども、何の手が打てないというのが現状なんです。

今、質問の中で、管理の一部ということで、観光交流課長、勘違いされているのかなと思うんですけれども、海岸の管理運営の一部を夏期対支部に、あるいは公共的団体に委託することができる。一部をとというのは、たくさんあって、その中の一部だと思うんですよ。ですから、たくさんある、それ、一部以外のものは、先ほど市長の答弁ですと、市が管理をすることはできませんと言っているんですよ。

議長（増田 清君） 時間です。

2番（藤井六一君） その辺について。

ですから、市が管理できないんだったら、一部以外のものはだれが管理するのかということ、その点についてお答え願いたいと思います。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 市が管理できないというのは、法的じゃなかったような答えだと思います。要するに、金額的とかいろいろな面で市は管理することは難しいと。

市長（石井直樹君） 私が先ほど市が管理できないというのは、例えば国有地を市が借りて、それをすべての浜地を市が管理するといったら、そんな人間はどこにもいませんし、例えば海の家を経営するなんていったって、市がやるなんていうことはできないじゃないですか。そういう意味で言っていることであって、ですから、それはやはり地元の方々がやはりしっかりとお客様をもてなす浜地という形で管理をしていただけるのが一番いいわけですよ。

ですから、昔は確かに市の方から財政があったときには補助金という形でたくさんのお金が出ていました。市は今、大変厳しい状況で、先般も夏期対の総会をやったときに、広岡西区ですね。いわゆる鍋田浜を管理しているところ、その区とすれば、浜地から上げる利益というのは全く何もないんですよ。海の家もやっているわけじゃありませんし。ですから、

そういう面で大変だということは、確かに出てきました。しかし、僕は白浜大浜というのは、本当に一夏であれだけの、40万人は今、ちょっと切っていると思いますけれども、それだけのお客様が来ているところですから、やり方によっては、しっかりそういう利益も上げて、それをお客様に還元するという仕組みができると思うんですよ。

ただ、僕は何回も15年とか16年とか原田区へ行って、当時の区長さんとお話ししましたが、でも、そんな区は関係ないと。全部条例で市が違法業者のことをやることになっているじゃないとか、いろいろなことで、もう突っぱねられてしまって、全く前へ行かなかった。僕は大変残念だったと思います。

でも、今回は、原田区さんがそういう形でやっていただけるにつきましては、補助金が減っている分だけ、市もなるべくそういう形で、ごみの部分だとか、いろいろな形では協力しましょうというふうな申し入れをしてあるわけですから、ぜひその辺はご理解いただきたいのと、議員が先ほどおっしゃっている、そういう地元でいろいろな組織をつくってやるということは、僕はこれはもう地元ですから、そういう組織ができれば一番いいですよ。だから、これについては、条例の中で公共的団体として認めるか認めないかという問題が出てきますから、そういう中では、ただ、これを公共的団体をもし外してしまって、市長の認める組織なんていうことにしたら、これはもう大変なことになりますよ。大変なことになります。ですから、そういう歯どめのためにも、公共的団体というのはある程度残しておく必要がある。でも、議員がおっしゃるような、地元 のそういうだれもが認めるような組織がやろうよということであれば、これは僕はいいと思います。

やっぱり白浜がああいう状態で、下田に海水浴に来て、白浜がやだくて、ほかの浜地へ行くという人もいますよ。そういうことは地元から聞いています。せっかく地元へ泊まっても、泳ぎに行くのは外浦に行ったり、吉佐美の方へ行くというふうな状態があるということを知っていますから、やはりそういう事態はまずいから、なるべく地元の方々のご協力をいただいてやっていこうと、これが基本的な考え方であります。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番。1つ、白浜大浜海水浴場の不法営業対策と夏期海岸対策について。2、板戸海水プールの再開について。3、不正違法な廃棄物委託行政はどのように改善されたか。4、国保1世帯当たり1万円の引き下げと健全運営について。5、財政再建と下水道事業について。6、景観条例と大型店の出店、退店や営業時間のルールなど商店街を支援するまちづくり条例の制定について。

以上6件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信です。

白浜大浜海水浴場の不法営業対策などについて、まず質問をいたします。

観光立市の下田市にとって、夏の海水浴場は最大の観光施設であり、またイベントであると思います。しかし、下田を代表する白浜大浜の海水浴場が不法営業がはびこっており、良好健全な安全な管理が長い間困難となってきたと思います。

平成12年4月23日、原田区臨時総会におきまして、1、夏期の対策業務は下田市にすべて返上する。ただし、可能な限り協力をするとしまして、3つの条件があったかと思います。その1つは、大浜売店は、浜での売店は取りやめる。2、パラソル、ベッドなどレンタル及びシャワーの施設は浜から撤退をする。浜地の出店や営業は今後認めないよう、下田市に対して要求するとしておりました。この返上の裏にありますのは、やはり不法営業行為に対します取り締まりの不十分さ、そして原田区におきます収益事業の赤字が裏にあったと思うわけであります。

そして、以来7年間、平成18年度まで、白浜観光協会が下田市夏期海岸対策協議会原田支部として、この区の意向に沿いまして、浜地内には施設を設けず、管理を行ってきたと思います。これまた市に返上され、今年度、原田区が夏期海岸対策事業、白浜大浜の海水浴場の管理を受託されましたこと、大変喜ばしいことである。当局の努力こそ評価をするところがあります。

そこで、まずお尋ねをいたします。市として、デリバリー商法やパラソル、サマーベッドによります海浜の占拠など、不法営業をどのように今度取り締まっていこうとしているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

そして、私の認識するところでは、この不法営業者は1社、デリバリー3社、パラソル5社、その両方をやっているもの5社、計1社、ここから上がる収益は、恐らく7,000万円から8,000万円ぐらいに達しているのではないかと。そして、バイトで使っている若者、260人からの若者がこの浜地にいる、たむろしているという状態になっていようかと思えますけれども、この現状を把握していれば、見解をお知らせいただきたい。

下田市の海水浴場に関する条例によりますと、7月1日から8月31日までの間、下田市は県より国有浜地を海水浴場として借用し、下田市夏期海岸対策協議会、市長が会長となっているわけですが、各7支部、9海水浴場を良好に安全に管理をする。その主な内容は、ライ

フセーバーと清掃活動が中心ではないかと思うわけであります。そして、不法営業や違法行為等については、市が対応するという仕組みをつくっていると思います。下田市海水浴場に関する条例第6条、「何人も海水浴場において次に掲げる行為をしてならない。ただし、第1条の規定により、海水浴場の管理の委任を受けた公共的団体が市長の許可を受けて海水浴場の管理のための行う場合はこの限りではない」、こういう規定になっております。

そして、その一つ、パラソル、ベッド、飲食物、その物品販売もしくは賃貸または保管をすること、2として、パラソル、ベッド、飲食物、その他の物品の購入または賃貸を勧誘をすること、勧誘してはいかん。前2号に掲げるもののほか、市長の認める行為となっております。そして、さらに2、3、4と、たき火や野外パーティー、ポートやもり、水中銃の使用、車両の乗り入れの禁止等を決めているところであります。

そして、これらを実効性を持たせるために、第7条におきましては、中止の指示、「市長は、職員をして、その禁止行為を中止をなさせしめるものとする。従わないとき、指示できないときは、物品を、パラソル等々を撤去をさせる」と規定をされているわけであります。

そこで、お尋ねします。条例第6条及び7条が実行できるよう、専門の職員を採用し、取り締まりの職員体制を確立すべきことは明らかに必要なことだと思えます。事務職にこの取り締まりの仕事までしろということは、大変難しいことであると思えます。

4点目としまして、白浜原田支部の確立、強化を図るべきと考えます。その方向性は、原田区、あるいは原田の漁協、観光協会など、海水浴場に関係している団体で検討すべきであると思えます。夏期海岸対策事業の本部は、市だけではなく、協議会ですから、浜に関するいろいろな団体が、今言ったような団体が入っているわけですので、支部においても、同様の組織として確立をしていく必要があると思うわけであります。そして、その一つの方向が、NPOという法人組織をつくるかどうかということも検討の一つだと思えますが、まずすべきは、夏期対の本部が協議会として成立していますように、支部も、その強化をしていく。同じように地域で組織ができることが必要であると思えます。

かつて原田区が管理を返上するに当たって、売店、レンタル、シャワー、休憩所など、浜地内から撤退をしましたが、浜地内でのサービスの提供と管理者、原田支部、原田区との収益事業との関係をどう整理していくかが大きな課題の一つになると思えます。今、せっかく受けてくれて、とやかく言うことではありませんが、今後のやはり検討課題として、当局の見解を伺いたいと思えます。

6点目としまして、このような多くの課題を条例第10条により審議会で調査、審議し、公

正に解決を図っていくべきと思います。どのように審議会をしていくのか、そのお考えについてお尋ねをいたします。

7点目としまして、条例にうたわれております海水浴場として、開設、管理していない柿崎海水浴場及び吉佐美の亜相の海水浴場に対する当局の見解や方針についてお尋ねをいたします。

8点目としまして、吉佐美大浜海水浴場の舞磯側の浜地不法占拠問題、いわゆる浜をプライベートの庭としてつくり、そして浜地に不法な建物を建てております。この浜地の払い下げをしていこうと聞いております。市として、また夏期対として、この問題をどう考え、指導、改善していく方針なのか伺いたいと思います。

9点目としまして、柿崎海岸、特に腰越の浜はハリスの小径の入り口にありまして、稻生沢川等からのごみが寄ってくる場所でもあります。環境対策上も特別な対策が必要と思いますが、当局の見解をお尋ねします。

次に、板戸海水プールの再開について。

板戸海水プールは、ご案内のように、地元板戸区が2,000万円、県が2,000万円を負担し、昭和58年に建設されました。下田市の公の施設として、以来平成17年度まで板戸区に委託し、運営をされてきました。ところが、平成18年、中止されたわけでありまして。

観光立市を標榜する下田市として、観光施設が放置されていることは問題だと思えます。下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例第2条によりますと、市民の体力の向上及び観光の発展を図るため、この施設を設置すると言っているわけでありまして。耐用年数が今なお8年あると聞いております。また、蓮台寺パークが廃止された現在、海水プールという施設はほかに余りないものであります。ぜひ板戸区民の協力を得て再開をすべきと考えますが、当局の見解をお尋ねをしたいと思います。

大きな3として、不法な廃棄物委託行政はどのように改善されたかお尋ねをいたします。

昨年9月、市内業者の廃家電4品目の違法処理問題が国の資料で明らかになりました。そして、昨年の12月議会総務常任委員会の申し入れに対しまして、当局は一般廃棄物処理適正化庁内調査委員会報告を2月8日提出されているところであります。

そこで、お尋ねいたします。第1に、家電リサイクル法枠外での違法処理等について、その後どのような指導、監督をされてきたのか、資料をもって明快に明らかにしていただきたいと思えます。

2点目としまして、粗大ごみの違法な手数料20円以下としなければならないものを31円と

している。そしてまた、この 10月 4日に 3円から 7円に引き上げられました燃えるごみ、これも同様に、7円で扱うものを 3円で取り扱っていいと、こう表があるわけですが。どのような改善命令をこの業者に出したのか。違法なこの宣伝物の指導をなぜ当局はしないのか。また、やめさせることができないのかをお尋ねをしたいと思います。

昨日の新聞にも、この業者の違法な宣伝物が折り込まれております。ご覧になっていると思います。

3点目として、粗大ごみの運搬 1トン当たり 2万 5,000円、余りにも高い委託料であると思います。どう改善するのかをお尋ねします。

4点目としまして、リサイクル収集 3,400万円の随契は改めるべきであると思います。また、この収集してきた量の計量を、業者の計量器ではかるというようなことでは、癒着構造であると言われても仕方がないと思います。これをどう改められたのかをお尋ねをします。

5点目としまして、古紙、新聞紙、雑誌等については、東伊豆町、河津町及び南伊豆町におきましては、1キログラム当たり 3円から 2円で売却している。収入にしているのが実態であります。ところが、下田市は、この業者に 3円の処理費を払って処理をしてもらっている。これを改めるよう 3月議会で指摘をしてきたところでありまして、今回、どう改善されたのかをお尋ねをしたいと思います。

6点目としまして、市内業者に許可しました平成 13年 9月 1日付の一般廃棄物処理業許可証は、市長、助役の決裁のないまま交付されたもので、その有効性が疑われたところでありまして、平成 15年、17年、2度にわたって更新しているもので、市長は追認をしたと前議会で答弁をしているところでありまして。

しかし、許可証に書かれた文言は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律第 7条 4項の規定により、次のとおり許可をする」、こうなっているわけです。この内容とは、収集運搬に対する規定でありまして、一般廃棄物の処理に対する許可ではないわけです。この文言で許可をすることはできないと思います。処分の規定は廃棄物処理法の第 7条 7項の規定であり、許可証の全く体をなしていない無効な許可証であると言えると思います。どういう見解なのかをお尋ねをします。

7点目としまして、今年の 9月、再度 3回目の更新期が間もなく来ると思います。その業者のやってきたこと、内容からいって、当然更新をすべきではないと考えるわけでありまして、当局はどのようにお考えになっているのかをお尋ねをしたいと思います。

8点目としまして、南伊豆町など他町でこの業者が受けた粗大ごみを、下田市内のこの業

者の処理施設で処分することは違法ではないかと思われま。産廃と違いまして、一般廃棄物は市町村が行い得る仕事であります。何らかの市町村間の契約なくして、この業者が勝手に受けて、自分の処理場で処分をするということは、一般廃棄物についてはできないことであると考えますか、どういう見解がお尋ねをしたいと思います。

さて、次の4点目としまして、国保税を1世帯当たり1万円の引き下げと健全運営について質問させていただきます。

年金、医療、介護、障害者などあらゆる分野で保険税や利用料、窓口払いの負担が増え、給付は削減されてまいりました。本来、暮らしを支えるべき社会保障が、逆に暮らしを圧迫している現状が出てきております。しかも、失業や倒産、病気などで生活も苦しくなり、保険税にたえられなくなっている人たちが出てきていると思います。所得 200万円台で20万円から30万円台の国保税が課されるなど、国保税が貧困をますますひどくしている現状があるのではないかと。貧困と格差の最も深刻なあらわれであります国保の問題を解決するため、国保税の値下げを、また保険証の取り上げをやめるべきであると考えます。

そこで、お尋ねします。平成16年度に13%、17年度に8%値上げした結果、県下でも大変高い税率となっております。取れる人から取って積み立てるということでは、問題であると思います。どれだけ高い料かというのは、ここに書きましたので、また皆さんのお手元に資料を、議員の皆さんには配付させていただきますので、ご覧になっていただきたいと思。います。

郡下におきましても、この4項目に分かれておりますが、どの項目をとっても、すべて下田市が一番高いと、こういう現状になっているわけでありま。

そこで、第1、1億4,000万円からの18年度の決算の繰り越しが今、予定されています。7,000万円を積み立てるんだということですが、国保税を結果として取り過ぎていることは明らかであります。これを県下並みの国保税率に引き下げることが今、必要であると思。います。少なくとも、今、資産税100分の50固定資産税の半分を取っていますが、他町村並みに40%に引き下げべきであると思。います。

それから、世帯平等割、平均割も一番高いわけですから、それぞれ県、郡下のせめて一番高いところにそろえて下げるぐらいのことは必要ではないかと思。います。金額的には7,500万円程度あれば、この措置は十分できるものと考えられるわけでありま。

このような中、全世帯が滞納し、滞納額4億4,000万円余と昨日の答弁がありましたが、この解決をどう進めるのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、健康保険証の取り上げの実態、それから健康づくりがどのように進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目としまして、平成18年度の医療見込みが約1億2,000万円低く抑えられ、大変喜ばしいことであると思いますが、その原因についてお尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、次の課題として、財政再建と下水道事業についてお尋ねをしたいと思います。

市当局は、平成22年度までの5年間で43億円の赤字になる、こう言って、幼稚園の廃止、人件費、物件費の削減、国保税、介護料、ごみ手数料の値上げ等をしてまいりました。しかし、市財政は危機的な現状であると思います。

その理由はなぜか。第1に、観光などを中心とする市民経済が停滞をしたままであるからであると思います。このことにより、税収が毎年々1億円ずつ減っている、こういうことが言えると思います。

第2は、三位一体改革の名のもと、地方交付税及び義務教育費や保育所の運営費など、いわゆる国庫補助金の削減をあわせて、これまた毎年々1億円減少されてきているわけであります。

そして、3点目、ずさんな財政運営と言えらると思うわけであります。借金の返済を借金をもってする、このやり方が行き詰まっていることは、今日、だれの目にも明らかであると思います。早急にそういう意味で解決を求められていることは、下水道事業の改善であると思います。

平成19年度公債費、いわゆる借金の返済が26億円、市全体で26億円のうち、下水道分が9億円だと言っているわけであります。接続率53%とはいえ、1日当たりの汚水処理料は能力の30%台、3,410トン程度であります。少なくとも、運営費、事業費の不足分、約1,500万円程度の増収を図ることが必要であると思うわけであります。

そこで、第1に、接続率を大幅に引き上げる必要があると思います。どのように下水道のこの加入率の促進をする予定なのか、まずお尋ねをしたいと思います。私の考えでは、一般旅館や分譲地など、地区を決めて、特別のキャンペーンが必要ではないでしょうか。

2点目としまして、投資額、いわゆるほとんど借金で事業をしているわけですので、それとの返済とのバランスをどう図っていくのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、供用区域内のくみ取り便所、下水道の接続促進、影響上、また環境上からも、うつぎ原市営住宅等のこのトイレは、下水道法からいっても、早急に接続を求め、

解決をしなければならないものであると思います。その解決方針についてお尋ねをします。放置をするのではなく、やはり人が住むべき住宅を整えて いただく、そういうところに転居していただくというようなことも含めて検討をすべきではないかと思いますが、その方針についてお尋ねをしたいと思います。

最後の課題であります、景観条例と大型店の出店、退店や営業時間のルールなど商店街を支援するまちづくり条例の制定についてお尋ねをいたします。

平成 19年 3月定例会におきまして、NPO地域創造再生プログラムが作成しました平成 18年度下田市歴史的まちなみ景観形成計画策定業務委託計画書、大変長い計画の報告書が提出をされました。その内容は、「歩いて楽しむまちなみ景観」というコンセプトを中心にまとめたとしております。

まちなみ景観とは、歴史的景観、自然景観、生活景観、土木建築計画らの総合的な景観だと言っております。中心市街地の景観特性とは、1に歴史の景、生活の景、まちなみの景として例示をしております。まさに現状開削をされているわけではありますが、どうしていったらいいのかは示されていないと思います。この点をどう考えるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

平成 17年 6月、全面施行されました景観法に基づき、新静岡景観形成ガイドラインに基づき進めようということだと思っておりますが、具体的にはどう進めようとしているのかお尋ねをいたします。

次に、旧南豆製氷所の構造補強について、この報告書は記載をしてい るわけではありますが、A棟は石積みの表面が残せるよう、鉄骨フレームで補強したい。室内の表面の痛みも激しいD棟では、鉄筋コンクリートによる補強、あるいは繊維補強と考えられるというような記載があります。何のために、どう保存をするかが不明のままであると思います。市長はどのようにこの元南豆製氷の跡地を保存し、景観行政とつなげていこうと考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目としまして、平成 19年度の新規事業としまして、景観計画策定推進事業 336万 4,000円が予算化をされているところですが、この報告書との関係はどのように考えたらいいのかお尋ねをします。

さて、今、早急に求められていることは、単にまちなみを保存することではなく、まちなみ、まちづくりのルールを確立することだと思っております。にぎわう商店街、歩いて買い物ができるコミュニティ豊かな暮らしやすいまちが求められていると思うわけです。建物が残っ

でも、そこでご商売をし、暮らす人たちがいなければ、何のためのまちかということになると思うわけであります。

住民の暮らしと地域社会を支えてきた商店街が衰退しています。大型店の社会的責任を問い、地域の商店街、中小の商店街の値打ちが生きるまちづくり条例が必要であると私は考えております。出店、退店によります事前協議制を設ける必要があると思います。そして、今、事前審査も住民参加を義務づけ、民間の開発を規制、誘導するという市民協力のシステムを定めた条例が必要だと言えらると思います。

一つの手本としましては、金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例等が既に先進地ではつくられているわけであります。

下田市の土地利用の適正化に関する指導要綱については、パチンコ店や風俗営業等には規定がございますが、大型店の出店、商売の営業権を守る、商店街を守っていくという規定が欠落をしております。条例化できないまでも、この指導要綱の中に早急にこれらの観点を組み入れることが私は必要だと思ふわけです。

市長が今まで、この旧市内を愛し、やってきたことと相通ずる課題であると思ふますので、ぜひとも評価できるご答弁をいただきたい。

以上をもちまして主旨説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、午後 1 時 15 分まで休憩したいと思ふますが、よろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、1 時 15 分まで休憩いたします。

午後 0 時 1 1 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1 番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 沢登議員の方から、再度、白浜大浜海水浴場の問題につきましてのご質問が出ました。

午前中の藤井議員のご質問と若干ダブるところがあるかもしれませんが、私の答えれる範囲内につきまして、まずデリバリー商品、デリバリー商法ですね、それから海でのレンタルというものにつきましてのご質問が出ました。

大変詳しく、議員の方から1社、260人の若者、約7,000万円から8,000万円のお金が白浜から流出しているのではなからうか。この金額について、ちょっと私の方ではつかんでおりません。

いつもの問題点でありますこの不法営業をどういうふうに取り締まるかということにつきましては、本年度、原田支部さんがどのような夏期対を運営をしていただけるのか、それによって少し違って来る部分もあらうかと思えます。しかしながら、従来どおり、条例に沿いまして、市職員をもって不法営業をしっかりとやっていきたい、取り締まっていきたいということであります。

また、7月14日からは、白浜の派出所も夏の形でオープンいたしますので、また警察官等とも協議をしながらやっていくわけでありますけれども、なかなか警察というのも、刑事問題があれば、そういう取り締まり等はできるんですが、やはり民事ということになると、一緒に同行はしてくれますが、強い権限で取り締まるということは、やはり市の職員の言葉でやるしかありません。その辺で、またしっかりとやっていきたいというふうに思います。

それから、不法営業の取り締まりの専門の職員を採用してはどうかというご意見がございました。

前にどこか東京のたばこを捨てることについて、そういう形で対応した区もあったわけでありますけれども、この専門職員の採用ということにつきましては、もう既に私が市長になる前も、多分海岸対策審議会で議論された問題点でありましたが、結局、そのままこの案は採用になっておりません。それは、やはりそれだけの専門職員、臨時職員という形でやることによってのやっぱり人件費がなかなか大きなものになるということで、これはやはり市の職員で対応していこうというような結果になったのではなからうかということで、現在は考えておりません。

原田支部の確立を図るべきということで、NPO法人等の設立というのは、先ほど藤井議員のご質問に対して、同じ質問だというふうに思います。私の答弁は、先ほど述べたとおりであります。

夏期対の中での原田支部、要するに、いわゆる原田区の収益事業の関係でありますけれども、ちょっと私の方は数字をつかんでおりません。もし担当課の方でわかれば、述べさせて

いただきたいと思います。

いろいろな問題点につきまして、海水浴場の対策審議会で調査あるいは審議という問題につきまして、このところ海岸対策審議会も開いてないわけでありますけれども、またいろいろな問題点が当然出てくるということであれば、そのような調査、審議はしていきたいというふうに思います。

それから、吉佐美の大浜のこれ、舞磯のことですね。舞磯の浜地の不法占拠問題ということにつきましては、担当、それからもう一点、柿崎海岸、腰越の方のよく問題になるごみの問題でありますけれども、これも担当の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

板戸プールの再開という問題でございます。

ご存じのように、平成 17年に施設の老朽化によりまして、地元の板戸区にて説明会と区民アンケート、そして区の中で賛成多数ということで、区の方で受けれないということで、とりあえずいろいろな問題点がありました。まだプールの償却期間がある。それから、取り壊すについても、多大な費用がかかる。もろもろの理由がありまして、しかしながら、再開ということも全くゼロじゃないという可能性もあるのかもしれないので、今後につきましては、協議していくということで、とりあえず一時休止ということになっておりますので、今のところなかなか再開は現状、そのままじゃプールとしては使えません。大きなまた投資をして直さなければならぬ。修繕費等を捻出しなければなりませんので、現在では、再開というものにつきましては、私としては考えておりません。

廃棄物の委託行政の問題で、いろいろ議員からご指摘ありました。どのように指導、それから改善されているのかという問題につきましては、担当の方から答弁をさせていただきたいと思います。

4番目にご質問がありました国保の引き下げ問題につきまして、幾つかまたご質問がありました。

7,500万円もかければ、この辺の、議員がおっしゃる要望どおりになるのではなかろうかということでありますけれども、毎々の議会でも答弁させていただきましたように、この国保会計、大変難しい会計でございます。毎回値上げをすとか、いろいろな問題点が出てまいります。

年度ごとにいろいろ推計をして、国保税を決めるわけでありますけれども、しかしながら、本年度のように長期入院者とかそういう人が意外に出なかった。あるいは、インフルエンザ

がそんなにはやらなかった。それから、医療費がいろいろあったですね。薬価基準、医療費も下がってきている。そういうようないろいろな問題点があって、18年度、ある程度のお金が残るということでありますけれども、ただ、国保会計は大変もう基金がなくて、毎回このようなことを国保の協議会の皆さん方にご相談をして、審議をしていただいているわけでありますけれども、その中でも、やはり目先のことで、残ったから、すぐ下げるということじゃなくて、やはりいつどのような状況になるかわからない中で、しっかり基金の中に入れて運営をしていくべきだという答申もいただいておりますので、現状ではそのような方向性でいきたいというふうに思っております。

財政再建と下水道の問題についてのご質問がございましたが、下水道の今までに多く投資したお金、それからその返済がまだ終わっていない大きな残高というものが、ご存じのように、合併の中でまた議論されている中でありますが、この問題点につきましても、先ほど稼働率の増進策がどういうものを行っているのかとありました。

これもちょっと、担当の方からもまたその辺の考え方は述べさせていただきますが、1点、供用区域内の例のくみ取り便所の問題点につきましても、3月の議会でもたしか出ました。議員がおっしゃっているのは、多分柳原とうつぎ原の市営住宅の地域が、下水道の供用区域になっておるのに、依然接続してないということについての問題で、人が住んでいるところだから、やはり整備投資をするべきではないかというご質問だと思います。

前回の議会の中でも、私、答弁させていただきましたが、現実に柳原住宅というのは、もう昭和25年につくられている、あるいはうつぎ原にしても、2年と、あるいはその後の3年につくられた、現場を見ていただければわかるとおり、もう大変老朽化している施設でありますし、またトイレがくみ取り式の、あるいは外便所というような形とか、柳原につきましては、入っている人が本当にもう1人2人という状況で、今の市の住宅施策とすれば、それを新たに新しく作りかえてやるということじゃなくて、あいたところを順々に廃止をするか、入れかえをして、また柳原につきましては、もし全部あけば、取り壊しということも考えている住宅であります。

そういうことを考えますと、そこに新たにまず水洗トイレをつくる。そして、それを下水道に接続するという税金を使っただけの投資が果たしていいものかどうかということを含めて議論をしてきて、私自身の政策とすれば、むだな投資になってしまうというようなことで、現状、ストップしているということでございます。

最後の景観条例と大型店の問題でありますけれども、まず景観施策につきましては、下田

市では景観づくり市民会議設置要綱というのをつくらせていただきました。この中に、行政関係者を1名、それから景観関連市民団体の関係者を4名、経済関連団体関係者を2名、学識経験者4名、そして市民から公募をいたしまして2名、景観に関し識見を有すると認められる者3名、合計16名の委員を決めさせていただきました。7月12日に第1回の市民会議を開きまして、下田市が今、求めています景観施策というものにつきまして、趣旨説明から入っていきたいと思います。

また、各地域につきましても、8月から9月、夏の後半ぐらいになると思いますけれども、その辺から各地区に趣旨説明に入っていきたい、こんな今、計画をつくっております。

同時に、小・中学生とか一般を対象にして、絵画と写真コンテスト、これ、自分の好きな下田の風景というもののコンテストを予定をさせていただいております。やはり市民の皆さんにも、そういう自分の好きな風景とか、こういうものを写真に撮ったり、絵をかいたりして応募することによって、景観というものにもっとしっかり関心を持っていただくということを期待しているわけであります。

それから、先ほど申し上げました市民会議につきましては、本年度は、19年度は年4回、それから地域まちづくり会議は、6地区各2回ずつ開催を予定をさせていただいております。

19年度、本年度でありますけれども、下田市全体の方針の策点を考えております。できれば、まちなみ景観、それから地区計画、それから今現在、動きがあります旧町内地区につきまして、重要地区として取り組めればというふうに考えております。本年度つくる方針をもとに、来年度から2年度にかけて景観計画、景観条例を定めていきたい、こんな予定であります。

このような景観施策が、旧町の商店街の振興に直接結びつくものではないかもしれませんが、また外側からいろいろな面で応援することができるのではなからうかということで、ぜひこの景観というものを観光施策や産業施策というものに結びつけていきたい、こんなふうに考えているところであります。

それから、大型店の関係のご質問がございました。

議員からは、金沢でつくった、何か商業とまちなみということで、条例のことをおっしゃったんじゃないかと思っておりますけれども、かなり前に金沢の場合はそういうのをつくっております。これを参考にして、何か本年度も浜松の方でもちょっと、県下で初めての条例的なものをつくられたというふうなことも新聞でちょっと見たような気がいたします。

こういう中で、議員がおっしゃっている商店街を守るための大型店、さっき言ったルール

というのは、これは沢登議員のルールですか。3つぐらい何かルールというのをおっしゃっていましたよね。大型店が地域の商業にもいろいろ協力するべきだと。これは議員のつくったルールですか。はい、わかりました。

これを即すぐ市のルールというわけにまいりませんが、議員はご存じだと思いますけれども、今、下田市は、大規模小売店舗立地法で、例の物販部門が1,000平米以上につきましては、下田市大規模小売店舗立地法調整会議設置規定によりまして一応ルールをつくらせていただいておりますね。1,000平方メートル以上の出店計画が出たときには、当然、市の方に諮って、調整会議というのをやる、こういうもうルールは一応できておりますので、そういうところになるかというふうに思います。

この大型店を規制するという問題につきましては、商店が、私の考え方と、それからそこに住む地域の住民がやっぱり便利だから欲しいよという、この消費者側の考え方というものもあるわけでありまして、大変商店だけを守るために便利な施設というものをつくらせないというのは、商業活動は自由であるという論議からいけば、大変難しいところであろうかと思えます。

ご存じのように、下田にはそれほど大きな大型店というのはいませんが、伊東とか修善寺の方にはもうできていますね。こういう中で、やはりそういう商品構成を求めて、そこまで買いに行く下田市民もいるということもご理解いただきたいと思えます。

ですから、やはりそれには商店街の人たちの努力というの、やはりお客様を流出させないための努力というの必要でありまして、この辺の絡みでもって判断をしていくべきじゃないかなというふうに考えております。

それから、南豆製氷の関係がちょっとご質問の中に出てきました。

まちなみ景観づくりの中で、3月に出てきました資料の中で、一応調査を南豆製氷させていただいて、大変老朽化が進んでおるといようなご指摘があって、例えばA棟とかB棟とか市棟、それからD棟ですね。そういう中でのいろいろな部分的な腐食が進んでいるものが大変示されておりまして、その中で議員がおっしゃってありましたそこを例えば鉄筋でやるとか、コンクリーでやるとかといういろいろな方法論が考えられていましたけれども、まだ市長の方ではそういう方針が出てないんじゃないかということでございます。大変これ、難しい問題であります。

この7月には、ご存じのように、登録有形文化財の決定がされると思えますので、そうした場合に、方向性をまずつくっていかねばなりません。あの建物を外側だけを残す考え

方でいくのか、中をある程度利用していく施設にするのか。それから、C棟の部分については、登録有形文化財の指定外にしてありますので、これはもしかしたら壊すということも考え方としては出てくるというふうに思います。

まだ市のものではありませんし、所有者がいるわけでありまして、所有者の考え方、それから今現在、管理をしていただいております南豆製氷の応援団の皆さん方にも諮っていただかなければならない部分というふうにありますので、登録有形文化財の指定を受けた後に、当然市の中につくってある検討委員会も含めて、市がどのようにかかわっていくかということも、もう時間がなくなってきておりますので、スピードを上げてやっていきたいというふうに思います。

一応、主旨質問の中での私が答えられる範囲内はただいま申し上げ たところでございます。
議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、大きな1番の白浜大浜海水浴場の関係でございますけれども、担当課長と言われた部分で、まず夏期対原田支部と原田区の収益事業の関係ということですが、確かに去年の決算を見ますと、観光協会が去年は 夏期対を受けたわけでございますけれども、観光協会の部分と夏期対の部分と合わせれば、確かに黒字になっております。それは、ある程度、節税とかそういう形で振り分けているようには感じますけれども、その辺は、例えば吉佐美区さんの場合は、区の方から夏期対に 50万円入れているというような例もございまして、うまくいっている部分もありますけれども、その辺をこちらでも指導していただかなければならないと思っています。

それで赤字だということではないと思うものですから、この辺は、経理の仕方までこちらがなかなか踏み込めないところはありますけれども、今まで、去年の例をいきますと、観光協会の方から 200万円で、原田区から 100万円もらって運営していると。そのほかの収入もありますけれども。この表のとおりでございまして、皆さんのお手元にあるかと思えますけれども、状況はこうなっておりますので、赤字というような理由はありましたけれども、内情を見ますと、全体的に見れば赤字ではないということでございますけれども、その土地土地で、原田区は原田区でやっていた今までの部分は、それは原田区の収入として必要なんだというような意見もございまして、これからはもう 少し詰めていきたいと思っております。

それで、もう一点、休止している柿崎海岸と亜相浜の部分ですが、ここは海水浴場1カ所、条例上は海水浴場になっておりますけれども、9カ所しか開設していないと。その残りは、この柿崎海水浴場と亜相海水浴場、吉佐美の向こうの皆さんはご存じと思いますが、

トンネルとトンネルの間の浜でございますけれども、これ、私は余りここは開設したことがないように思いますけれども、そういう意味で、開設するときに、条例にないといけないというようなつもりで、まずはつくったようには思っています。開設 することが難しいというのは、なかなか急に管理上のコストとか、管理体制をつくらなければならないということで、それと特に垂相の浜は、年によって岩だらけになるときと、砂がすごくいい浜になるときとあります。それと、両方に言えることが、駐車場がちょっと非常にないということですね。これ、また大混乱するのではないかと。吉佐美の方に大きな駐車場ありますけれども、あそこまで歩いていくと、なかなか砂いいんで、開設してしまうと、駐車場の問題が大きく出てくるかなとは思っています。

それはそれで、開設するときには用意しなければなり ませんけれども、いろいろなことが、そういうもろもろのことで開設をしておらないと思っております。

それから、舞磯の関係は、建設課の方でお答えをいたします。

それから、柿崎の腰越のごみの関係は、環境対策の方でお答えをいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 吉佐美の舞磯海岸空地の問題でございますけれども、宅地と宅地の間に海岸空地が入り込んで、宅地と宅地があって、海岸空地が、上が宅地で、下が海岸とすると、その間に海岸空地がこういう形で入り組んでいるという 形で、この部分のここに三角の部分に建物が建っているということで、その建物の所有者から、この建物が建っている三角の部分の払い下げ申請が土木事務所の方に提出されているということで、土木事務所さんの方は、東海財務局、沼津の出張所になるんだと思いますけれども、東海財務局の方とこの三角地が果たして海岸空地として必要なのかどうかという部分の今、調整を図っていると窓口の方から聞いています。

それにあわせて、この下側の前面の浜に面する海岸空地の方なんですけれども、そちらの方をプライベートのような浜にしているのではな いかというご指摘もございますので、そちらの方についても、あわせて指導を土木主管の方でしているということで、建設課の方としましても、土木事務所と調整をとりながら一緒に指導をしていきたいと、このように考えております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策でございます。

柿崎海岸の腰越のごみの対策でございますが、あそこにつきましては、台風時、また大雨のとき、多量にごみが漂着しているわけでございます。管理面でいきますと、港湾管理者ということで、静岡県ということになりまして、多量な漂着につきましては、そちらの方で対応をしていると聞いております。

それ以外の通常のとくに漂着するそういうごみもあるわけございまして、中では、住民の方、またボランティアの方、ちなみに松陰会というような、そういうボランティアの方々がおりまして、そういう方が自主的に清掃活動をまた区の方もいただいているところでございます。

そういうごみにつきましては、分別またされた中で、市で収集して、処分をしているところでもありますけれども、大雨、台風以外にも多量にいろいろな稲生沢川上流からの漂着があるということで、いろいろ苦慮していることもお聞きしております。そういう意味でも、関係の県、また私とか建設課、また柿崎区、ボランティアの団体の方々、一度情報の交換等をして、そういう場を設けて、対応をしていくというふうな形で進めていければというふうに思っています。

それから、先ほどの議員さんの3番目のご質問のことでございますが、不正、違法な廃棄物行政はどのように改善されたかというご質問の方でございます。

第1点目に、家電リサイクル法の枠外での違法処理について、その後、いつからどのように指導、監督されたかというご質問でございます。

これにつきましては、一般廃棄物の処理の許可の適正な処理を確保するために、新たに指導監督に関する基準というものを設けまして、この4月1日から施行ということでなっております。その基準の中には、まず業務の状況報告、そしてまた立ち入りの検査という、年2回、また業務報告は四半期に1回というような形で設けられておりまして、6月いっぱい収集運搬の許可の期限になっておりまして、この更新時に、一度、5月末に立ち入りをいたしました。そういう中で、収集運搬につきましては、指導等をするような事項はなかったところでございます。

また、処分の方につきましては、またそういう期限が来た段階で、立ち入りということになるというふうに考えておりまして、いずれにしましても、業務報告の四半期、6月が1回目になりますので、7月には報告があるかというふうに思っております。

2番目の粗大ごみ等違法な手数料、20円、30円の問題でございます。

これにつきましては、昨年の12月から、もう10回ですか、調査委員会を開催されております。

して、その中でいろいろ検討してきているところでございます。

そういう中で、今検討している部分につきましては、他町村の処理経費はどうかというように、調査、試算等した中で、適正な市としての処理費用がどの程度かかるのであろうかというような今、検討をしているところで、それに基づいた中で、是正ということも考えられておまして、いずれにしても、早急にこの問題についても結論を出していくというようなことで、今、進めているところでございます。

また、違法な宣伝物の指導というものをどのようにというご質問でございます。

この部分につきましては、調査委員会の中で1月30日、また2月28日、業者をじかに呼びまして、事情等を聞いた中で、いろいろ話をした中で、理解なかなか難しいというような状況がこの調査委員会の中はありました。

また、3番目の粗大ごみの運搬賃の2万5,000円ということでございますが、この根拠につきましても、30円と同じように、30円、25円なかなか難しい根拠でございまして、この施設そのものの設置当時、目的というのは、市でなかなか財政的な部分もあって、民間活用というような趣旨の中から、こういう設置ということが出てきた経緯もあるわけでございますが、その当時の部分の中で、建設費とランニングコスト等、それに処理費ということを除いた中で、5円というようなことの中から、この運搬賃25円と30円というようなことがなされたのではなかろうかと推測しているところでございます。という判断をせざる得ないのかというふうに思います。

また、4番目のリサイクル収集の計量業者の計量器でということ、これは癒着ではなかろうかというお話でございますが、この4月から、リサイクルの品目の中でも、リサイクルできないガラスとか陶器類、また蛍光灯の部分も3月までは業者の方の計量ということでいっているわけでございますけれども、このリサイクルできないガラスとか陶器の類につきましては、リサイクルができるような方法をとることによりまして、直接こちらの清掃センターの方へ持ち込んで、計量をするようになったところであります。

あと、残るは古紙の部分もあるわけでございますけれども、ほかの市をちょっとお聞きしたところによりますと、古紙問屋等に直接持って行ってもらって、効率化を図った中でやっているというような市の例もございました。また、下田市といたしましても、ストックヤードの手狭さ、また市民からの持ち込みの計量の状況、こういう1日200台から300台と、オープンにしますと、その倍の計量を今、しているのが現状でございます。そういう中で、この持ち込みの部分も計量するというなかなか状況が難しいところがありまして、現状、やむ

を得ないところがあるかというふうに考えております。

また、5番目の新聞、古紙、雑誌についての市は3円、ほかの方は有償でというこの改善はどのようにというようなお話でございますが、今年の見積もりについて、今までは見積もり依頼書一枚でしてございましたけれども、それに売却する代金、そしてまた処理する代金、それは梱包とか積みおろしとか運搬経費、そういうものを差し引いた場合に、有償になるのか、逆有償になるのかと、こういうこちらからの指示によりまして見積もりを徴した中で、今回、逆有償というようなことになっております。

それで、6番目には、13年9月の許可は市長の決裁がないということで、その後、許可に法第7条4項の規定によりとあるけれども、この4項は収集運搬の規定で、処分の規定ではないではないかと。7項ではないか。許可の体をなしていないじゃないかというお話でございますが、この許可当時におきましては、この7条4項は許可の規定であったわけでございますが、現在におきましては、廃掃法の改正によりまして、項が加わっておりまして、元4項であったところが、現在は6項になっておりまして、現在、6項の改正ということで条文がなされているわけございまして、当時の許可書ということから見れば、4項ということで問題はないでなかろうかというふうに思います。

また、7番目の19年4月の更新の申請のことにつきましては、これ、市長さんにというようなことで……、引き続き十分協議をしていくということでございます。

それから、8番目の南伊豆、ほかの町村、町からの業者から受け取った粗大を下田の処理施設で処分するのは違法ではないかというようなご質問なわけでございますけれども、この周辺市町村の処分につきまして、市の方で許可ということであれば問題ないということございまして、もともとあそこの施設の設置の目的というか、出だしという部分におきましては、県から設置の許可をとっているわけでございます。

その許可の内容というのが、郡下の粗大のごみを処理する中で、この設置をしていきたいという、そういう許可であったというふうに聞いております。

また、その処分の許可の部分におきましても、他町村の収集運搬等の許可をつけた中で、この申請がなされているというような状況をかんがみますと、この許可の中に周辺市町村の処分の許可ということも入っているのではなかろうかと私自身は推測するところでございます。

以上で終わりにしたいと思いますけれども。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（村嶋 基君） では、大きな4番目、国保の関係でございまして、その中の健康保険証の取り上げの実態と滞納ということでございますけれども、沢登議員、十分ご承知と申しますけれども、取り上げという言葉はうちの方にはございませんので、言うならば資格証明書の交付ということで、これにつきましては、保険料を特別の事情がない限り滞納した者につきましては、被保険者証の返還を求めて、それにかわるものとして交付されるというもので、被保険者資格を有するというのを証明するものでございまして、この実態としましては、診療の場合、費用を一時全額にするということで、この資格証明書の前提としましては、これは滞納対策の一環、国保税の公平化を図るということで、義務化されているものでございます。下田市にもこの要綱がございまして、それによって取り扱っております。

この要綱につきましては、資格証明書につきましては、かなり厳しい処分でございますので、うちのやはり要綱の中に、納付交渉の実態、あと実態調査を行い、その後、弁明の機会を寄与すると。そして、定めるということですので、この人になっている場合は、かなり厳しい状態になっているということでございます。

これにつきましては、実態と申しますと、今現在ですと、13世帯の方が資格証明書になっております。これにつきましては、滞納者の1割強ぐらいでございますか、そのぐらいになっております。

沢登議員の質問は、ちょっとお聞きしたい ですけども、この人たちに対する滞納対策ですか。それとも、全員……。

〔発言する者あり〕

税務課長（村嶋 基君） これにつきましては、前から言っておりますけれども、国保税の収納率改善につきましては、まず減免をとということで、口座振替の推進とか事後納付を推進しております。

ただし、これにつきましては、やはり国保税につきましては、所得の少ない方等が多いということで、長期の滞納がある場合があります。これにつきましては、先ほど言いましたように、まず短期保険証で資格証明書の制度というのを積極的に活用しまして、これ につきましては、面接、納税相談等をかなりきめ細かく行いますので、ここで言うなら滞納者と接点を増やすということで、そういう人たちの実情に合いました納付系統をつくらせていただきまして、実行させていくということしか今のところないのかなと。これにつきましては、税と一緒に滞納処分ができるということですから、それも視野に入れて、今後は行っていく予定でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 大きい5番目の財政再建と下水道事業についてでございます。

18年度に比べ19年度の予算は、一応行財政改革により上下水道課という形になりまして、職員が3人ほど減りました。その関係で、運営費につきましては、2,000万円ほど改善されております。その中で、一応、今、あと1,500万円程度あれば、運営費については使用料で賄えるというような形になるんじゃないかと思われまして。

その中において、一応、この集中改革プランの中にも、2年度末には68%という形のものが出たわけておりまして、20年度末になれば、60%で今、ちょっとうちの計算してあるんですけども、1,700万円程度の収入が上がるという形になりまして、一応17年度には運営費で賄えるんじゃないかというような形を思っております。

それから、促進等についての問題なんですけれども、報告等ですね、職員が行って、個別訪問という形のものであればいいんですけども、今の段階では、職員もかなり減ってきていまして、かなり厳しい状態であるという形の中で、どういう形でやれば、接続率を伸ばせるかという形をちょっと深く考えていきたい。

1つ、今、うちの方で考えておりますのは、一応浄化槽の維持管理の問題がありまして、これについては、一応浄化槽の問題については、一応浄化槽法の中では、保守点検と清掃、そういうものについてはやらなければいけないというのをうたってあるんですけども、やってないところはかなりあると。そのために、料金がかかっていないもんで、下水道に接続がなかなかできないというようなところもありますもんで、この辺については、一応保健所と環境対策課の方とちょっと打ち合わせをしながら、この辺を力を入れていきたいと。接続率を伸ばしていきたいというような形で考えております。

それから、投資額と返済額のバランスという問題なんですけれども、この問題については、一応現認可が今年度で終了する予定でおります。20年から、また新しく変更認可をとって、事業を進めていくんですけども、20年から24年の5年間の変更認可の問題につきましては、区域を拡大せずに、機器の更新に的を絞っていきたいという形の中で整備を進めていきたいと。この中においては、やはり下水道の中期経営プランというような形のもので、今進めております公債費負担適正化計画の中に基づいた金額の中で、機器更新及びあと一部、枝線管渠の工事を進めていきたい。金額については、おおむね大体3億円から3億5,000万円程度の投資をこの中で進めていけば、集中プランの中でできるような計画になっているというよ

うな形でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 白浜の海水浴場の管理の問題であります。市長もご案内のように昭和 45年に規則ができて、それに基づいて、平成 4 年に小林議員がそれを条例化する。このときは、浜地の中に売店を出す出さないが問題でありました。そして、ご案内のように、平成 12年に今度はデリバリーに対応するための条例改正を当時の観光課長の提案でされています。そして、この条例審議と審議会の中で、条例をつくっても、これをどう実行していくのかというところが一番の問題だという議論が市長が言われるように議事録に残っていますね。

そして、その方向というのは、やはり市の職員だけでそれに対応するのは、仕事の内容からいってできかねるのではないかと。もっとプロ集団としてのそういう人たちを採用したらどうか。そうでなければ、実行できないという議論がここで展開されていますね。

確かに、おっしゃるように予算がないので、そういう方向に行かなかったというのが主な理由ではないかと思うわけですが、これ、すべての浜ではなくて、白浜にこういう状態が起きているわけですので、やはりその問題をどうしても検討していただきたい。やはりそのきっちり取り締まりをするということと、浜地のサービスを高めるということは、両方やっていかなければならないことだと思うわけです。その観点で、どうかということをお尋ねしたい。

予算がすぐできないということはあろうかと思えますけれども、この問題の解決はそういう方向しかない。事務を担当している職員に、夏の 2 カ月出てきなさいと言っても、これは対応できることではないというのは、この何年間の経験の中で明らかになっているんだろうと思うわけです。ぜひともそういう職員体制を、臨時職員といいますが、市の職員として 2 カ月間そういう仕事に携わるということが必要ではないか。

そういう点では、レスキュー隊は、まさに海難防止のために、市の職員にやりなさいと言ってもできないので、それは支部を通じてではありますけれども、プロ集団を 400万円なり 700万円払ってお願いをしていると。こういう体制が組まれているわけですから、このデリバリー対策については、毎日のことですので、この 2 カ月間ないしは 45日ぐらいですか、そういう体制を真剣に考えていただきたい。この方法はどうかということを再質問でお願いしたい。

それから、先ほど課長の答弁の中で、収益がどうかというふうな理解のされ方をしたよう

ですけれども、収益問題ではなくて、結局、白浜の浜地にサービスする拠点がないと。日陰もないし、水飲み場もない、あるいはシャワー施設等も足りないではないかと、こういうことが言われていると思うわけです。だから、違法業者がより一層のさばりやすいということになっているのではないかと、こういう理解だとすると、区の方の今の見解は、そういうものは一切浜地に出さないで管理をしたいと、こう言っているわけですから、そこに大きな開きがあるわけですね。

市長が考えているところの良好な海水浴場にするのに、サービス施設が足りない。お金をもうけるとかもうけないとかではなくて、海水浴場として整備すべきものが足りないのではないかと。それらのものはすべて引き揚げてきているわけですから、区に新たに投資しろと言っても、区にそういう予算がないということが当然あると思うわけです。そうしますと、どこでどういう形でその投資をし、整備をしていくのかということは、真剣に議論していただかなければならない。そうなりますと、審議会でやっぱりきっちり討議していただいたらどうかという提案の内容であります。

ですから、そういう意味では、夏期対のやっている仕事は、収益事業というのは一切やっていないですね。夏期海岸対策事業は、区からの補助金、あるいは海の仕事にかかわる人たちから会費をいただく。そして、収益事業をやっている区の方、あるいは市からの補助金で賄っているわけで、夏期対そのものは何もしていない。同じ区ではありますけれども、収益事業、駐車場とかパラソルを貸し出すとかというようなところの利益を上げる部分は区がやっている、こういう仕組みになっていると思うんです、状況が。ですから、そういう意味では、本部の方はいろいろな団体の人が協議会として協議体になっているわけです。

ですから、夏期対の方はきっちりそういう形で協議体にして、拡充といいますか、支部を拡充していったらどうか。区だけにという、この4年からの歴史的長い間の経過の中で、現状になっているわけですので、そういう協議にしていく形はどうか。そうしますと、サービス提供するということになりますと、区がすべて投資しろと言っても大変ですから、その協議会のそれぞれの団体が、ある一定の部署を受け持つというようなこともしやすくなるのではないかと、こういう提案をしているわけであります。

必ずしも、ですからNPO法人というのは一つの法人格として、借入金ができるとか、金融対策ができるかという形があるかと思いますけれども、そこに行く以前に、今の体制の中でより一層よりよい解決がどこにあるのかということを検討していただかなければならないのではないかと、思うわけでありまして。この点について、再質問いたしたいと思っております。

それから、ぜひ吉佐美の舞磯の点については、きっちり県に指導をお願いして、改善を図っていただきたい。結果として不法になっているから、払い下げて、不法なところを不法でなくなるようにするんだというようなことであってはいけないと思うし、見ていただければわかるように、現在、そこに立ち入ってはいけないと。立ち入れれば警察に通報しますよ。浜地をそんな形の立て看板を立てているという現状になっているわけですので、これは夏期だけではなくて、1年中そういう形態になっている。このまま放置すれば、それこそ民法上、その人の土地になってしまうという心配さを抱かざるを得ないような状態がそこにあると思います。

それから、柿崎海岸の腰越の点については、いろいろな団体と協議して対応して下さるということですので、ぜひとも皆さんの努力を期待をしたいと思います。

それから、ちょっと飛びますけれども、下水道の問題は、くみ取り便所に新たに投資をしるという意味ではなくて、そういうことでできればやっていただければいいし、できないという返事をいただいているわけですから、ということは、そこに住むような住宅ではない。逆に言えば、人が住むような住宅でないところに住まわしていると、こういうことが現状だろうと思うんです。だとすれば、それはそういう住宅を廃止して、人が住むに値する、下水道法に違反しないような住宅を新たに提供するという努力を早急に当局はして、解決を図るという姿勢が必要ではないかと言っているんです。

単に法律をしゃくし定規にとるのではなくて、そこでどういう暮らしをその人たちがしているんだと。下田市民として、そういう暮らしをさせていていいのか、こういう観点が必要だと思うわけですが、改めて市長の見解を聞きたい。

それから、ごみの問題については、この市内業者との関係につきましては、全く話にならないですね。違法のことをそのまま放置していいなんて、この姿勢をまず改めなければ、この問題の解決はないと思うわけです。

廃家電の国の指導はどういう指導だったですか。法律に違反しているから、すべてやめさせてしまったでしょう。当局自らこの報告書で違法だということを認めている。20円以下に下さい。しかも、一般廃棄物というのは、市の権限の中にある仕事です。商売のためにその仕事があるわけじゃない。それを、ああじゃない、こうじゃないと言って、3円でまだ検討しているんだなんていうふうなことは、とんでもないことですよ。

しかも、違法なチラシを、改善命令も出さずに、そのまま新聞折り込みがされているという現状を改善してないでしょう。

しかも、本来であれば、従来でいえば3円のを 31円取っているんですよ。今だって、7円で扱うものを、31円取っていいという、そういうぼろもうけしていいといことを市が黙っているんですよ、あなた方は。どんな事情があろうと、違法なことは直ちに改めるというこの姿勢が当局になくて、行政が行政暴力と対応するなんていうことはできないですよ。ぜひ改めてくださいよ、これは。こんな変な理屈をつけていずに。

それから、この許可証は、廃棄物処理法が変わる以前の状態で7条4項で正しいんだと。しかし、許可証が最終的に出ていますのは、平成17年に許可証が出ていますね。平成17年の許可証はどうなるんですか、それなら。

平成13年の9月はいずれにしても、その後2回更新をしているんですよ。現在の生きている許可証はどの許可証ですか。6年前のものじゃないでしょう。せいぜい2年ちょっと前のものでしょう。2年ちょっと前には、ちゃんと清掃法は変わっているんじゃないですか。違法な許可証であることは間違いない。許可証の体をなしていない。

それから、一番のポイントは、こういうぐあいに、廃掃法自身でご案内のように、市長はどういう条件で許可を出していいかということが明記してあります。市町村長は、第6項の許可の申請は次の各号に適應していると認めるときではければ許可をしてはいけなと。当該市町村による一般破棄物の処分が困難な場合だと。何で処分が困難ですか。今、市がやっているんじゃないですか。

その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適應することであること。処理計画の中に、この業者に委託する、許可するという計画書が入っていますか。入っていないじゃないですか。

その事業の用に供する施設及び新施設の能力が、その事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして、環境庁の定める基準に適應するものであること。この基準に違反をして、国に摘発されたんでしょ。

4は、申請者が第5条第4項のイからロまでのいずれにも該当しない者、いわゆる禁固刑以下だとか、暴力行為に及んだ者は許可してはいかんと書いてあるんですよ。この4項目すべてにクリアできていますか。できていないじゃないでしょうか。

それで、助役が会長になったこの報告書の6ページにでも、13年処分許可に関する調査、処分計画、一般処理計画の整合性やその市の処理が困難である場合に……。

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） 許可できるものとなっていると、こう書いてあるんです。だから、検討しろと自ら言っているんじゃないですか。13年9月の許可は、更新しないですね。更新で

きないと、そういう判断をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

とりあえずここで区切ります。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 夏期対の違法業者の取り締まりに対する専門職員の配置ということでございます。

過去の中でもそういう議論がされて、協議会の中から答申として当局の方に上がってきた中で、やはり費用の問題、それからそういう専門職、実際、市の職員以上にきちっと対応ができる専門職をお金払っているのかどうかという問題点も多分諮られてきた中で、置いてありませんでした。

議員の方でそういう提案でございますので、一応考えてみますが、本年度の対応とすれば、ちょっともう間に合わない状況になろうかなというふうな感じでございます。

ですから、先ほど答弁したように、違法業者の問題につきましては、やはり本来は夏期対受けたところが、その違法業者に対抗する手段、いわゆる野放しにしないような対応策をつくってくれば、これはもうある程度、向こうも利益が上がらなければ撤退していくような方向に出てくる。そういうような状況、例えばよその大浜、白浜じゃなくて、吉佐美の大浜なんか、やっぱり売店がある程度あるという中で、もちろん集客力も違いますけれども、そういう中で、そういう業者が出てこないという浜もあるわけですから、やはり対抗策をまず地元が考えていただけるような方向は話し合いはしてみたいというふうに思います。

それから、先ほどから言われている夏期対の地元組織というものにつきましては、お2人の議員のご提案でありますし、私自身は、この条例の中である程度公共的団体という、今の段階では認められれば、本来はそういう組織がやっぱり地元で守ろうという機運が上がってきてくれば一番いいのかなというふうに思っております。

くみ取り便所の改善につきましては、議員がおっしゃるのは、そういうむだな投資という当局の考え方じゃなくて、そういうところに人を住まわしているというところに問題点があるということでございますが、市はやはり先ほど申し上げましたように、昭和25年につくられた施設で、私も現場を見に行っておりますが、はっきり言って、もう大変な施設ですよ。これを新たにお金を投入してやる。ただトイレだけを直せばいいという問題じゃないわけですから、議員がおっしゃるような、人の住めるような施設にするということは、やっぱり全体計画で建物も考えて、その中にそういう下水道が接続できるようになれば、そういうトイレをつけるというのは当たり前の話ですから、そういう市の今考えているやっぱり住宅施策、

要するに市営住宅をどういうふうにやっっていこうかというところから、今、丸山住宅の方も手をつけ始めているわけですから、そういう施策の中でやっぱり考えていくべき問題点ということを私は言っているわけであります。

ですから、簡単にもう、今もう本当に空き家ばかりですよ。柳原にしても。あそこは長屋ですよ。長屋ですけども、ほとんど入っていないくて、1人の方が2部屋を共用で使うなんていうような状態で、本当に多分、家賃も本当のわずかな収入しか上がっていない中で、大きな投資はできない。ですから、しっかりした市の住宅施策の中で検討していく問題点であろうかというふうな認識を持っております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 廃棄物の問題につきまして、先ほど議員さんの方から、7条10項の4項目についてのお話でございますが、やはりその当時のそういういろいろな判断の中で許可されたというようなことをかんがみますと、やはり今、調査している中で、こういうこともしっかり協議していかなければいけない。そういう部分も含めた討議をしていくというところでございます。

あと、違法を改め、直ちにという姿勢でございますが、この辺も、担当課といたしましては、調査委員会の中でゆだねた中で、判断を仰いでいきたいというふうに思っていますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ご理解できませんので、副市長の答弁を求めたいと思います。

担当課長の方は、調査委員会にと言っているわけですので、違法なことは直ちに改めるという姿勢をぜひ確立をしていただきたい。

それから、許可したことそのものが、法例に照らして、間違っていた許可ではないのかという疑問が一層強まったと思うわけです。この更新について、更新すべきでないとは私は判断するわけです。ぜひこの更新をしないように頑張ってください。この見解はどうか。更新するのであれば、どういう理由で更新するのか、検討しているのか、明らかにしていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 1点目の20円、30円の違法状況の早期の改善ということでございます。

これは、今までにも何回か議論をし、また調査委員会の報告として出させていた中にも明

確に記載をしてございます。何しろ最優先でこれを解決しようということで、調査委員会でも、課長からも報告がありましたように、10回にわたって議論をしているところでございます。

違法状態だから、直ちに改善しろ、これはわかります。ただ、いろいろ議論をしていく中、また今までの経過を調べていく中で、大変複雑で難しい問題も山積をしております。しかしながら、そういう問題をクリアしながら、解決していこうという姿勢には、いささかも間違いはございませんし、また迷いもございません。

そういう中で、現在、やっているところでございますが、調査報告の中にも記したように、平成7年に粗大ごみの処理施設ができ、13年9月に処分の許可を出したと。これらについても、今までのいろいろな経過がありまして、当時、そういう形でやむを得ず出したということでございます。

ですから、20円、30円を、本来ならば条例に合わせて20円ということも、先ほど課長からも答弁がありましたように、相手側の社長を呼んで、こういう形、今の条例違反になっている。何とか理解してくれということと言ったんですが、現実、いろいろの協議の中で、当初、あの施設をつくったときに、この金額設定した条件が、賀茂郡内の粗大ごみが年間800トンぐらい処理できれば、何とかペイできるというようなことから始まったと。しかしながら、現在は400トンの状況でございます。ですから、分母がそれだけ小さくなっていますもんですから、単価的に今の30円でも相当厳しいという話の中で、我々も相手側の言い分だけを聞くんじゃなくて、独自に調査をしようということで、課長も申しましたが、いろいろな調査と積算の試算的なものもしてみました。やはり三島とか、それから東賀とか、それからコンサルにも頼んで、15年、17年、20年の耐用年数、それごとに試算もしてみました。これは、その試算の結果では、大変400トンの処分量ということになりますと、30円の料金というのは相当厳しいなという調査結果が出てきております。そういうことも踏まえまして、現在、引き続き相手側と交渉をしているというのが現状でございます。沢登議員が言われるように、違法だからすぐ直せはわかりますけれども、そういう努力をし、根拠のある数字を持って、相手とまた交渉をしていきたい、そういうふうには思っております。

それから、2点目の19年9月、今年の9月の更新時期が参ります。許可すべきではないということでございますが、それもその次の問題として議論をしてございます。しかしながら、現実、当初審議会の答申も、民活という形の中で、あの施設の設置を認めただけでございます。現実、下田市にはない施設を業者が持っているわけでございます。そういう中で、委

託もし、また一方では、独自に集めて処分をしているこの現状の中で、これらを見捨て、もう許可しないといった場合のいろいろな市民に対する影響も考えますと、簡単に許可ができないという状況でもないというふうに思いますので、これらもしっかりと問題点を整理しながら、相手と交渉し、改善を要求しつつ、もう少し時間がありますので、調査委員会の中で結論を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 全く納得のいかない答弁であります。というのは、13年9月のこの許可は、家電4品目のために許可をとったわけですね。市のためにとったんじゃない。この経過の中で明らかになっているでしょう。国の指導の中で。

市がこの業者に粗大ごみの処理の委託を31円です。これは結構じゃないですか。それだけの経費がかかるなら結構。しかし、この業者が市民に対して、業として、商売として、31円取る許可を与えるなんていうことは、それは許せないことですよ。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） そういうことを言っているんですよ。

市の仕事を、商売として民間の業者は勝手にできると。市の許可や条例に違反して、勝手に自分が31円だと。ある場合には51円だ、73円だといって、ここにチラシを出しているでしょう、こういうぐあいに。こういうことが許されるのかということを行っているんですよ。

市がこの業者に経費がかかるなら、31円で委託したって結構ですよ。許可を出すということとは、この業者が市にかかわって勝手に商売ができるという、こういう仕組みにしているんだから、そこを直しなさいということを行っているんですよ。それを、ああじゃない、こうじゃないと言って直さないということ自身は、癒着だと言っているんですよ。とんでもないことだと。言っている意味がご理解いただけたと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 癒着だという言葉に対しては、今までも何回か異論をこちらから出してありますけれども、当時、30円というものにつきましては、市が委託をしている。そして、相手に許可を与えた。その許可を与えたのは、確かに家電4品目のことに発して許可を与えたという経過は承知しています。ただ、その前に、個別にそういう処分ができるという許可を相当早い時期から与えていたという現実もあります。その時点で処分の許可を出したその最大の原因が、旧法を整理をしたいという思いの中で許可を出したという記録も残って

おります。

ですから、30円というのは、調査をしてきますと、下田市が委託をしているのが30円。当然、その下田市は、市民からは20円、10円上乘せして30円。そのほかに25円の、先ほど来も出ておりました運搬費を加算しているという現実でございますけれども、この30円を処分費として市が相手側に払っているということから、30円を許可したという記録になっておまして、しかしながら、そういう経過があるにしても、何とか解決をしたいという思いは、先ほど来、私が述べているとおりでございます。相手があることでして、これは何とか解決するということで、調査委員会でも3つの方法がありますよという報告をさせていただいておりますけれども、沢登議員からは、条例をそれに合わせることはとても理解できないというふうな言葉もさんざんいただいておりますけれども、これらも含めて、現在、調査委員会で議論をしていますので、もう少し待っていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後になりますが、議論がかみ合いませんので、しょうがありません。要請をしておきます。

20円、31円だけではなくて、この調査報告でも指摘していますように、現在の値上げでも、7円のもの、31円になっているんですよ。この値上げの前は3円のもの、31円取っているんですよ。

議長（増田 清君） 時間です。

これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時39分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位6番。1、防災対策について。2、子育て支援について。3、通学路の安全対策について。

以上3件について、土屋 忍君。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） 今日最後の質問になります。前のお二方が大変長い時間いっぱい質

間でしたので、ちょっと皆さん、力を抜いて聞いていただければ結構です。

公明党の土屋 忍です。大きな項目で3点ほど質問させていただきます。

まず、第1点ですが、防災対策についてであります。

下田市指定の津波避難ビルというのは、これは2007年4月1日現在のものですが、市内に15カ所ほどありますが、避難場所であることの表示はどこにもこの15カ所にはございません。以前にもこのような質問は出されていると思われそうですが、いざ地震が起きて、津波が予想されている事態が起きたとき、避難する建物があるということは聞いていても、どこがその建物かわからないのが現状であり、そのような私は市民から質問を受けたことがございます。所有者に理解をしていただき、表示すべきというふうに考えますが、当局ではどのように考えておりますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

災害時の下田市指定避難場所として、旧町内に7カ所、稲生沢地区に16カ所、稲梓地区に12カ所、朝日地区が5カ所、浜崎区5カ所、白浜地区に5カ所の計50カ所があります。屋外や民間施設を除きます公共施設の避難場所というのは、その50カ所のうち29カ所がございしますが、そのうちランク3と言われております、いわゆる耐震性は全くなく、大きな被害が予想される建物というそのランク3、またはそれ以下、これは調査をしてないということに入るのじゃないかと思っておりますけれども、それがこの29カ所の公共施設のうち10カ所ほどございます。

旧町にはございませんですが、稲生沢地区では、中の公民館と上大沢の消防詰所、稲梓地区では、落合民館、稲梓幼稚園、須原民館、八木山公民館と北湯ヶ野公民館の計5カ所で、稲梓地区では公民館と呼ばれているところはほぼ総崩れという状態でございます。朝日地区では田牛青少年海の家、浜崎地区では浜崎小学校、これは浜崎小学校の一部になりますけれども、ございます。白浜地区では板戸の公民館、この計10カ所です。このような施設を避難場所に指定することに問題はないでしょうか。避難場所というのは、大きな災害が発生し、または発生すると予想されるときに、自宅にいるのが危険と判断したときに避難する場所というふうに私は理解しております。

また、稲梓地区の指定避難場所の中に、あずさ山の家がありますが、今現在、宿泊施設として民間で管理をしているわけでありまして、避難場所として利用することが実際にできるのかどうかということでございます。

下田市所有の建物、およそ100カ所ございます。学校だとかいろいろな施設、建物ですが、およそ100カ所あります。このうち耐震性にすぐれていると言われている、いわゆ

る1Aと呼ばれている建物は、この10カ所のうち4カ所ほどございます。その中に、箕作地区のコミュニティー消防センターというのがこの4カ所の中に含まれている。当然建てたばかりですから、1Aであるわけですがけれども、指定の避難場所には現在、なっておりません。この建てている立地的な条件を見ましても、また建物の中身ということからしましても、十分に指定避難場所に対応できる建物であるというふうに考えますけれども、どのように考えておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

今年2月から防災ラジオの配布を希望世帯に実施するようになりました。およそ下田市1万2,000世帯のうち、2,000世帯に配布がなされております。私の聞くところによりますと、これは大変便利なものだ。今までほとんど聞こえなかった同報無線が、毎日家の中で、また耳元で聞こえるという声が大変多くございました。今回希望しなかった人の中にも、そのような声を聞いて、ぜひ欲しいという人が大変多くございまして、私のところまで電話をくれるような人も何人かいらっしゃいました。ところが、市役所に聞いたけれども、もうないというふうに言われたというようなことを言っておりまして、現在、希望している人は実際に多いのか少ないのか、市ではどのように把握をしているのか、答弁していただきたい。また、今後、配布世帯を増やしていく考えはあるのかということについてもお願いいたします。

それから、防災対策の3点目ですがけれども、2006年6月の消防法の改正によりまして、新築住宅には火災報知機の設置が義務づけをされております。既存住宅への設置、今現在、住んでいる私たちの建物、住宅ですがけれども、これの設置というのは、各市町村条例によってということなんですけれども、原則的には平成20年5月30日、遅くとも平成23年5月31日までを期限として、設置の完了ということが定められております。

下田地区消防組合火災予防条例では、平成21年5月31日までに設置が必要というふうになっておりまして、この会場にいられる方の中では、家庭用の火災報知機というのはほとんどまだ設置されていないと思います。一般の住宅では、その設置基準というんでしょうか、一般の住宅では、寝室として使われているすべての部屋、それから2階建ての場合ですがけれども、2階建ての場合は、2階に寝室があるというところでは、その寝室だけではなく、そこに上がっていくための階段室ですね。煙は上に上がっていきますので、その階段室と2階に寝室がありましたら、寝室にもつけるということで、そういう設置基準というのがございます。遅くとも、この2年後には全世界帯で義務づけをされるわけでありまして。

建物火災での死亡者の80%は住宅火災ということでございまして、そのうちの死亡者の70%が逃げ遅れによるものであり、住宅火災の死亡者の50%は高齢者であるという結果が出

ております。

現在、市で管理している市営住宅も、いずれはこの火災報知機を設置しなければならないときがやってまいります。一度に実施するには、それ相当のお金もかかると思います。計画を立てて実施する必要があると思われませんが、どのような対応を検討しているか、ご答弁をお願いいたします。

ただ、この消防法というものには罰則規定はありませんので、一般住宅において火災が発生し、もし万一死亡事故が起こったとしても、ある程度自己責任となるわけでございますけれども、市の管理する住宅となりますと、そうはいかないというふうに私は考えております。

設置してあったら、もしかしたら助かったかもしれないという場面になった場合、火災が起きて、例えば私たちの住宅ですと、設置をしなければならないけれども、設置をしていなかったという形の中で火災が発生し、万一ですけれども、その中で死亡事故というものがあつたとしても、やはりある程度、持ち主というんですか、そこの中に住んでいる人の自己責任的なものが大きいと思いますけれども、ここで言っている市営住宅では、そうはいかないのではないかとこのように思っております。

最近、テレビで、責任者の人が前に並んで、「申しわけございませんでした」と謝る姿をよく最近、特に最近、多く見かけるわけでありまして、つけなければならない市営の住宅において、もし万一、最悪のことが起きたときに、市長や副市長、また担当課長が並んで、「申しわけございません」と、そういう謝る姿を見るというのは、大変苦しいわけでございます、この設置というものを検討することは必要ではないかとこのように考えております。

次に、2点目の子育て支援についてでございます。

今年10月1日よりごみ袋の完全有料化というのがスタートをいたします。一番多く使われている45リットル用が1枚30円となっております。北海道のある市では、今年度から子育て支援の一環として、4カ月児健診の際に、その市の指定ごみ袋10セットを10枚、この市では6,000円相当であるということで、かなり高いごみ袋を設定してあるようでございますけれども、それを支給するということがスタートしたという、そのようなことを聞いております。これは、紙おむつを使用する子育て世帯への配慮からスタートをすることになったということであるようであります。今年の4月以降に出生した乳児のいる家庭が対象であるというようなことも書かれておりました。下田市でもこのようなサービスを行っていったらどう

かという私の提案でございます。

私も2人の孫がおりますけれども、生まれたばかりの子供というのは、飲んで出し、また飲んで出しというのが主な仕事でございます、あつという間にごみ袋は紙おむつでいっぱいになるという、そういうような経験もございます。下田市の場合に、45リットル用の袋というのは30円、手数料として30円いただくわけでございますけれども、そのうちの約17円が実際の手数料であるということでございます。あとは販売手数料と製造原価ということになるわけですが、ですから例えば100枚支給したとしても、1人当たり1,700円ということになりまして、例えばの話ですが、年間100人が出生した計算で、およそ17万円のごみ袋の手数料というものが確かに減収にはなりません。それに係る経費というのは、これ、全部今の例えの話で、1万枚のごみ袋ということですので、製造原価10円というふうに聞いておりますけれども、10円としても、製造原価の合計はおよそ10万円であろうということで、実際に出るお金というのは、10万円の出費で済むのではないかとこのように考えております。ぜひ検討をお願いしたいと思っておりますけれども、市長はどのように考えるか、ご答弁をお願いしたいと思います。

3点目です。これは通学路の安全対策ということでございます。

稲梓地区の区長会からの要望がありまして、既に承知はしていると思っておりますけれども、子供たちの通学路の安全対策について、2点ほど要望ということで、確認をさせていただきます。

1点目につきましては、昨日の森議員からもございましたので、ちょっと重複はいたしませんけれども、もう一度、再度、ちょっと言わせていただきたいと思っておりますけれども、来年の4月より下田北校と南校が統合し、新高校が今現在、建設中の蓮台寺の北校の跡地にでき、そこに通うようになるわけですが、今までは主に北高生が自転車通学をしていた稲梓地区などからは、蓮台寺まで通ってございましたけれども、来年からは、その生徒の数というのは相当増えるというふうに考えております。

通学路で特に危険と思われていた箇所は、昨日も話がありましたとおりでございますけれども、落合浄水場のちょうど対岸の41号線で、大変あそこはカーブにもなっておりますし、道幅も大変狭いものですから、ほとんど車道でいっぱいでございます。歩くところはほとんどないというのが現状でございます、何年か前は、実際あそこは真っ暗だったんですけれども、街路灯も設置をされるようになりましたけれども、まだまだ実際に私もあそこを毎日のように車で走っておりますけれども、夜になると、街路灯があるといっても、大変暗いと

ころでございます、夜間に自転車通学の子供に出会うことが、特に冬場ですと、大変危険な箇所であると。通学、もう本当にぎりぎりいっぱい、特に黒い格好などをしていると、大変危険な箇所でございます。この周辺で、現在、河川の整備というものが行われておりますけれども、歩道の整備もあわせて行ってもらうように、再度要望をお願いしたいと、そのように考えております。

それから、これも稲梓区長会からの要望で、2点目なんですけれども、稲梓幼稚園から箕作側、箕作の41号側に向かってかかっている橋がございまして、昔から宮渡戸橋というふうに私たちは言うておりますけれども、この横に歩道橋をつくってもらいたいという要望が出ているわけでございます。

この橋は、幅員も大変狭く、車1台がやっと通れる幅しかございません。あの周辺には、当然幼稚園、小学校、中学校が通学時間帯、朝の時間帯、7時から8時というのは大変な子供たちがですね、稲梓地域、少ないといえども、あそこを通らなければ行けないということで、大変に混雑をしておりますけれども、その時間帯というのは、ちょうど通勤の時間帯でもございまして、あの地域、例えば椎原の地域の人とか、また相玉、横川、また西伊豆の方から河津の方に抜ける車というのが大変この時間帯というのは多くて、箕作の三差路まで行かないで、ここを歩いていくと少し近いんでしょうか、大変に車が多い時間帯でございます。ですから、子供たちが安全に通学するための歩道橋というのは、この地域の人たち、稲梓の地域の人たちの願いでもあるわけでございます。

以上、この2点、子供の安全と安心の面から、ぜひご答弁をお願いしたい、このように思います。

以上3点、私の主旨質問とさせていただきます。

以上です。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の防災対策につきまして、いろいろご質問がございました。津波の避難ビルの関係、それから各地区の避難場所の問題、それからもう一点、防災ラジオの問題も出されました。

大変思った以上に人気がありまして、大変使いやすい、それからよく同報無線が入るという評判で、追加して2,000つ買ったものが、現状足りなくなっているといことで、どうしようかというような議論をしていたところであります。

この辺の問題につきましては、防災監がしっかりお答えできると思いますので、答弁をさせていただきます。

それから、消防法の関係の市営住宅の火災報知機という問題であります。

先ほどトイレの問題も出まして、ああいう答弁をしたんですが、当然、消防法の改正という中で、市営住宅もいろいろ古いところ、それから少し新しいところなんかいろいろあるわけでありまして、やはり人命にかかわる問題点ということでもありますので、これも建設課の方で今、どのようにしようかという計画をつくっておりますので、建設課長の方から答弁をさせていただきます。

2つ目の子育て支援の問題で、ごみ袋の有料化ということで、ゼロ歳児というんですかね、そういう方々がこのくらいいるから、そういう無料化を考えてみるというご指摘でございます。

この有料化の問題につきましても、7月1日から一応入るということで、すぐちょっとこの議会の中で私の方から無料支給をとというふうには、またちょっといかない部分 があります。現実には、昨日でしたか、森議員の方から乳幼児の医療の無料化ということにつきましては、これ、無料にするということで、前向きに検討させていただきますという答弁をさせていただきました。

実際にごみ袋の45リットルを無料にした場合に、現実、今、この4月現在のゼロ歳児というのは130人ほどおります。そうしますと、議員の、いいんです、あれで。私案で100名といった場合には、多分27万円ぐらいですか、かかるのではなからうかということで、これが130人ということになりますと、30数万円という額になるわけでありまして、実際に初めてこの有料化というのに取り組む中で、市のああいう焼却場の改修費に市民負担というものを求めていく中であります。この7月に実施をして、ちょっとしばらく様子を見させていただきたいというふうに思います。

何かお孫さんのあれでもって見ていると、本当に紙おむつで袋がいっぱいになってしまうよということになりますと、多分、あれ、1世帯で年間100枚ぐらいの試算でやったもの。当然、そのところだともっと必要になるという可能性もありますよね。100枚は、普通の家庭で多分年間やった場合、3,000円ぐらいの負担という多分試算が出ていましたから、そうすると100枚ぐらい。ですから、紙おむつで一杯になるということを考えて、もうちょっと量も増える可能性なんかもありますよね。こういうちょっと調査をして、一応検討はさせていただきますというふうに思います。

通学路の安全対策の問題につきましては、昨日の森議員のご質問と関連した、1点は同じ質問でございましたので、今も申し上げましたように、稲梓の区長会の方からそういう要望が上がっておりますので、土木の方には一応要望として上げてございます。昨日述べましたように、それを調査して、事業化ができるかどうかというのは、ちょっと時間がまだかかるのかもしれませんが、現実には、もう20年から子供たちが自転車通学の量が増えるという想像が予定がされるわけでありますので、要望活動だけはしっかりやっていきたいというふうに思います。

もう一点の、これ、何と言うんですか。宮渡戸橋というんですかね。いわゆるね。よく宮渡戸橋。確かにあそこは子供たちが通う時間帯、それから通勤とかそういうやつの車が通る場所というのは認識はさせていただいております。幅員が3.3メートルぐらいということで、路肩も50センチぐらいですから、かなり現実には狭い橋ですね。

そこに我々もちょっといろいろ話し合いを持って、どんなふうにしたら、余りお金をかけないでできるのかなということで、では通学する人が歩く歩道という部分を、その橋の中の幅員の中にちょっとつくってみたらということを考えてみたいんですけども、3.3メートルしかなくて、路肩が50センチ、50センチとられるとなると、もうそれはちょっと無理かなということになると、橋の横に何か歩道をまた別につくらなければならないというような問題が出てきました。

そうなりますと、ちょっと歩道橋をつくるのであれば、多分新しい橋をというふうな、何か昭和12年につくられた橋というふうに聞いておりますので、もう大分老朽化している橋でございまして、とりあえず事業効果とか、それからその橋の構造等の調査、この辺からちょっと入ってみて、現実には今の市の財政状況の中でどういう形で安全性を確保できるか、これも区長会の要望もありますので、その辺のことを進めていきたい、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） まず、第1点の防災対策についてでございます。

これは、現在、市民課で対応しておりますけれども、現在、市と所有者間で津波避難ビルとして協定を結んでおります建物が市内に15棟ございます。これらにつきましては、市のホームページ、それと平成17年度に各戸配布いたしました下田市のハザードマップに記載されてございます。

ご質問の趣旨は、これらの広報では不十分であり、いざというときのための津波避難ビルの表示が必要とのご指摘でございますが、大変貴重なご意見と拝聴いたしました。

ご指摘の建物表示につきましては、これらのビルが常時屋上まで上られる集合住宅や、1階部分以外は所有者の住居となっております。これらの居室を通過しなければ屋上に上がれないものまで、さまざまな形態の建物となっております。所有者は、地元住民のためと協力していただいておりますが、建物の防犯、居住者のプライバシー保護などの観点からは、決してもろ手を挙げて歓迎しているものではございません。こうしたことから、これを考慮いたしまして、地元住民に対する周知に重点を置いて、今後は広報を一層行っていきたいと思っておりますので、建物表示については、当分の間見合わせていただくと考えております。

次に、防災対策の第2点目でございますけれども、災害時の津波の避難場所についてでございます。

まず、避難場所の耐震性についてでございますけれども、ご指摘のとおり、耐震性の低い建物が多く、苦慮しているところでございます。しかし、公共建築物の耐震化を平成27年度末までに100%とすることが義務づけられております。現在、関係各課により、耐震化計画の策定に取り組んでいるところでございます。また、本年12月をめどに、公共建物の耐震性の表示についても実施することとなっております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、あずさ山の家の管理についてでございます。

これは、下田市農村体験宿泊施設条例、また同施行規則及び関係法例、あずさ山の家の管理に関する基本協定書、同仕様書、あずさ山の家指定管理者募集要項、同管理運営の基準及び募集時に提出した事業計画書に基づき、管理することとなっております。

これらの文書の中に、「緊急時における利用者の安全確保や市への報告、日頃よりの対策の徹底、マニュアルの作成、職員教育などとあわせ、指定管理者は、災害時等に防災拠点、避難場所等として本施設を使用する必要があるときは、市の指示により、優先して広域応援部隊、避難等を受け入れることとする」と規定されております。したがって、避難所としての利用について、障害となることはないと考えております。

次に、箕作地区のコミュニティー消防センターを避難場所などの防災拠点とすべきではないかというご指摘でございますが、ご指摘のとおりと考えますので、早急に対応いたしたいと考えております。

次に、防災ラジオについてでございます。

防災ラジオは、平成18年度におきまして2,000台の事業を実施いたしました。現在、未実施となっている要望は70台弱でございます。こちらにつきましては、平成18年度中の対応と平

成 19年度予算編成対応不可能時期になってからの要望でございましたので、9月定例会において補正として上程、ご審議していただく予定と考えております。

なお、さらに要望があることも考慮し、9月補正では、70台ではなく、100台に対応できる提案とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 市営住宅への火災報知機の設置の件でございますけれども、平成20年度に河内と大沢の市営住宅、それから退去者が予定されますうつぎ原住宅あるいは丸山市営住宅、柳原住宅、そういった形では退去者が予定されるということで、2年度に計画しています。現在の段階では、現地寿命10年の電池式の報知機を考えておりますけれども、参考見積もりによれば、20年度で約130万円、2年度で30万円くらいの予算が必要なのかなと、そういう計画の中で、しっかりと設置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 大体質問についてはご答弁をいただきましたので、1点だけ、防災ラジオについては、大変市長の方も評判は割とよかったという話でありまして、これにつきましては、余談なのかもしれませんが、私、ちょうど二、三カ月ほど前、選挙をやっていた頃、伊東市の議員がちょっと応援ということで、私のところに1週間ぐらいちょっと通ってくれたんですけれども、伊東というのは、確かに防災ラジオですね、こんなおもちゃのようなものらしいですよ、話を聞きますと。それで、全戸無料配布をしたと。ところが、これが大変にひどいもので、安かろう悪かろうで、本当にもう使い物にならなかったと。それで、私の家にちょうど置いてあるわけなもんですから、これはすごいと。これを伊東でもこんなのが欲しかったんだというふうに言っておりまして、もうすぐ次の日に市長に言って、下田のものを見てくれと。こんなちゃちいもんでいいのかというようなことを伊東の市長にすぐ言ったというようなことを次の日に来て言っておりましてというくらいに、市で1,500円の負担、県で1,500円の、皆さんにも1,500円は出していただくということでスタートした防災ラジオも、大変に近隣に聞いてもすぐれもんであるということを実証されたというんですか、近年にない下田市の大ヒット商品であるというふうに私は思うくらい、いいものではなかったかというふうに思っているわけですが、先ほど補正で100台というような話、山崎課長言っておりましたけれども、やっぱりもっと使い方も、私、実際にある家に行った

ら、「ああ、うちにはあるよ。買ったよ」ということを言っている年配のご婦人の方がいらっしやっただんですけども、奥の方から出してくるんですよ。箱を見たら、例の箱、下田市行政防災ラジオと書いた箱のままにきれいに入っていて、あけると、ちゃんとビニール袋に入って、電源部だとか バッテリーなんかも全部箱に入っているわけですよ。「これじゃ、奥さん、だめですよ」と私、言って、でも、結局その人は使い方も知らなければ、要するに何も言わないで組長さんが置いていった。「実際に災害があったら使うんでしょ」なんて言ってましたですけども、やはりそれくらいちょっと説明というんですかね、そういうものがちょっと行き届いていなかったなと。

私、そこで一生懸命組み立てて、使えるようにして帰ってきたということがあったんですけども、ですから、使い方も徹底されているのかなというちょっと不安にも駆られたわけですけども、やはり皆さんにもっと使い方、こういうふうに便利なものだとすることを市民にもっとアピールすれば、ああ、ではうちもというような、私、何年か前に土屋嘉芽雄さん時代に試作品をつくりましたよね。それをうちへ持っていったけれども、もうまるきり全然だめでしたけれども、最終的に配布したのは、改良を加えたちゃんと聞こえるものだったもんですから、すばらしいなというふうに思ったんですけども、やはりもっとアピールというんですかね、そういう安くできるということもあるわけなもんですから、そしてやはり特にお年寄りなんか だと思えますけれども、やはり安心というんですか、安全というものをもっとアピールする必要があるんじゃないかなというふうに実際に思っておりますので、やはり 100台どまり、これで打ち切りよじゃなくて、やはりもっとやっていくものであるというふうには私、考えておりますので、ぜひまた今後とも努力をお願いしたいというふうに思っております。

そのほかについては、住宅の火災報知機につきましては、ぜひやはり命に関係することで、やはりあの古い建物にと思うかもしれませんが、やはりつけていかなければならない部分もあるんじゃないかなというふうに思いますが、私は命助かりたいもんで、既に家に何個かつけてありますけれども、やはりいざというときには大事なものであるというふうに考えておりますもんで、ぜひお願いして、再質問の答えはなしで終わりたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、8番 土屋 忍君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第 1 委員会室へお集まりください。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時18分散会